

平成22年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年3月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員  
 1番 太田 健一                      2番 野並 享子  
 3番 小菅 六雄                      4番 高橋 繁夫  
 5番 内田 聡史                      6番 奥村 治男  
 7番 矢野 隆行                      8番 梶山 幾世  
 9番 井狩 辰也                      10番 市木 一郎  
 11番 坂口 哲哉                      12番 田中 良隆  
 13番 中島 一雄                      14番 丸山 敬二  
 15番 西本 俊吉                      16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗                      18番 田中 孝嗣  
 19番 立入三千男                      20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総 務 部 長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市 民 部 長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総 務 部 次 長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総 務 課 長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 正二	事 務 局 次 長	井狩 重則
書 記	三上 忠宏	書 記	辻 昭典

## 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 1 号から議第 1 7 号まで及び議第 3 0 号から議第 4 2 号まで  
(野洲市ものづくり経営交流センター条例 他 2 9 件)  
質疑
- 第 4 議第 1 号から議第 1 7 号まで、議第 3 7 号及び議第 4 0 号から議第 4 2 号まで  
(野洲市ものづくり経営交流センター条例 他 2 0 件)  
常任委員会付託
- 第 5 議第 3 0 号から議第 3 6 号まで、議第 3 8 号及び議第 3 9 号  
(平成 2 1 年度野洲市一般会計補正予算(第 8 号) 他 8 件)  
討論、採決
- 第 6 議第 1 8 号から議第 2 9 号まで  
(平成 2 2 年度野洲市一般会計予算 他 1 1 件)  
予算特別委員会付託
- 第 7 代表質問

開議 午前 9 時 0 0 分

### 議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 0 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(鈴木市朗君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3 月 1 日と同様のため、配付を省略いたしますので、ご了承願います。

( 日程第 2 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 18 番、田中孝嗣君、19 番、立入三千男君を指名いたします。

( 日程第 3 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) 日程第 3、議第 1 号から議第 17 号まで、及び議第 30 号から議第 42 号まで、野洲市ものづくり経営交流センター条例他 29 件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第 15 番、西本俊吉君。

15 番 ( 西本俊吉君 ) おはようございます。議案質疑一番手として、議第 2 号につきまして質問させていただきたいと思います。それでは、野洲市市民農園条例について若干質疑させていただきます。

市民の健康を守り、またその一環といたしまして、農作物を耕していくということは非常に健康的なよい施策であると一応評価しております。そういうことで、市民農園を開設しようとするこの案件は、市民のニーズにも合致しているというふうに考えております。お示しいただいております議案書並びに資料等を見ておりまして、若干補足説明を求めたいという案件がありますので、順次質問させていただきます。

使用料の設定なんですけれども、1 区画 1 万円という形で出されているんですけれども、この辺につきまして、周辺等の同様の民間それらとの対応につきまして、賃貸という形での契約の積算となりました根拠についてお示しいただきたいと思います。

それから、2 番目に当然申込者がたくさん出るということも予想されます。そういうことで、市民農園でありますから、市内優先度というものが設けられるのか、市外からも申し込みがあった場合、平等に受付をされるのか、その辺について、市内在住者が優先されるのかされないのか、その辺についてのご判断を示していただきたいと思います。

3 番目に、4 年間耕作されて、土づくりをされていまして。契約は 1 年でありまして、4 年目までとなっておりますが、土というものは、やはり毎年耕すことによって土を肥やすという一つのながあります。そういうところで、4 年目も引き続きということで申し込みが使いたいという希望があった場合に、この場合の優先というものは付与されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4点目に、免責なんですけれども、いわゆる賃貸で貸したり借りたりしている立場の者のそれぞれの責任の度合いについて、もし事故等、またトラブルが起こった場合のその辺のところ、細かな部分が我々にも示されておりません。その辺について準備書面等がありましたらまたお示しいただきたいと思います。

それから、5番目に市民と使用申請許可、それからあと貸し出しを中断する、そういう書類があるわけなんですけれども、土地というものについて、市民との間での賃貸というものがありませんでしたら、私は基本的に許可書のみでいいのかどうかというところに若干疑問を持っております。土地を貸す以上、言うならば、一定の不動産としての賃貸というものが発生するわけですから、その辺で法的にそういうものについての必要性を認識されているのかかれておられないのかお伺いいたしたいと思います。

以上、5点にわたりましてのご回答をお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 皆様おはようございます。

では、西本議員の議第2号、野洲市市民農園条例についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の使用料の設定の考え方についてでございますが、野洲市農業振興協会が運営してございます、北桜で運営をしてございます「さくら市民農園」の使用料が年間1万円であることから同額とさせていただいたということでございます。また、近隣の民間ですとか、ほかの公共機関による農園につきましては、それぞれ区画面積とかあるいは立地条件、給排水施設があるなしとかいろいろ条件が異なりますけれども、6,000円から1万2,000円ぐらいというふうに設定されているということも参考にさせていただいて設定をさせていただいているということでございます。

2点目の市内申請者と市外申請者への対応方法の違いでございますが、これは使用料条例のほうとも関係するわけでございますけれども、使用料で市内の申請者に対しては1万円、市外申請者に対しては1万2,000円ということで、価格で市民を優遇させていただいているということでございますので、使用許可決定での優先度というのはつけてございません。なお、申し込み受付方法につきましては、今のところ先着順という形で想定をさせていただいております。ただ、その先着順の当日に希望がもし殺到するような場合がある場合には、その場合は締め切り後に抽選とさせていただくようなところで考えているところでございます。

3点目の期限がこられた方についての優先利用、西本議員のほうは4年というふうなあれで言われたんですが、この市民農園条例の第7条の中で、継続して4回まで更新できることはできるということは、4回まで更新ということは、更新が4回ということなので、要はトータル5年ということでございます。更新が4回、1年目は新規で、それから後、更新が4回ということで、5年ということですからそういう前提でお答えをさせていただきます。できる限り多くの希望者に利用していただくことが、市民農園の設置の趣旨でございますので、たとえ土づくりをされてきたからとはいっても、5年以上同じ区画を借りることを容認をいたしますと使用者の固定につながったりとか、長期利用につながりかねないのではないかというふうに考えておりますので、できる限り新規希望者に提供したいと考えております。他方で、空き区画がその時点で相当存在するような場合でもかたくなにそうするのかというようなところはあろうかと思っておりますので、これはやはり我々も市の財産の有効活用というような視点もありますので、それはこの市民農園条例の第7条のただし書きで「市長が特に必要と認めるときは、この限りでない」と、こういう条項を活用するなどして柔軟に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

あと、4点目の許可を受けた方の注意事項でございますが、これは条例の第9条に書かせていただいているもの、それからあと市民農園管理運営規則の第5条に定めますような禁止事項、それからあと運営規則の第3条に定める努力義務規定、それからあとそれ以外に緊急時、もし事故が起こった場合等々の連絡先等をお知らせをさせていただくということ想定しております。あと、その時点時点でいろいろ動いていけばまた問題が出てくるかもしれませんので、そういう事柄等についてはその都度お知らせをさせていただくようなことを考えてございます。

あと5点目のいわゆる様式の市民農園使用許可通知書では不十分ではないのかというふうなお尋ねだったかと思っておりますが、これは市所有の行政財産をその設置目的内での使用を許可するというものなので、いわゆる貸借契約みたいなところにまでは及ばないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） ただいまの政策監のお答えでほぼ理解できるところです。ただ、価格につまましてですけれども、利用者が多いとかそういうことによって、もうけるという趣旨ではないのですけれども、やはり適切な価格というものは何年かにおいてまたチェ

ックをしながら変更ということもあり得るという前提での対応でお願いしたいと思います。

それから、2番目のいわゆる市内優先するしないの問題ですけれども、市内1万、市外2万2,000円でしたか、それについて価格設定をされるんですけれども、やはり市が財政が相当落ち込んで、落ち込んでというんですか、市もやはり厳しい財政の中からそのために充てている費用もございます。そういうところから、やはり市内の利用者に対して優先的に利用するという、許可をする場合、競合した場合の許可については市内を優先とする、そういう何か1項目が必要ではないかなという思いを今現在持っております。そういうところで、また今後の対応をひとつ考えていただけたらなということ。

それから、勘違いしております、更新4回5年ということで、それはいいんですけれども、その以上は原則としてもうけない、これもひとつの区切りとしては必要なことかなと思いますし、なんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、空き区画等の有効利用、または全体での利用進捗、そういうものの中からできるだけ継続性というものも考えあわせながら対応されたいなというふうに思っております。

それから、4点目なんですけれども、注意事項なんですけれども、私は使用者の遵守事項というものはあるんですけれども、やはり管理して、管理者としての市の責務というんですか、いわゆる逆に使用者から、これは市の責任や、あれもこれも市の責任やというような形で言うならば、両者が合意できないようなことを言われた場合、言われた場合というのか、そういう全体的な管理とかそういうことについての苦情ですね、そういうものについて行政がどこまで責任を負うのかということ、それと私が一番心配しておりますのは、ここには当然あってはならんことなんですけれども、あの現地というものは、非常に人里離れております。一方では、やはり何というんですか、社会的な問題としての、そこに人がおられるということで、またいろんなケースでのトラブルというものが考えられます。そういうところで、市として、ここまでは市の守備範囲ですという、いわゆる市がやらなければならない、これ以上無理ですというところをもう少し明確に打ち出される必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、ただ5点目なんですけれども、賃貸契約までは必要ないということなんですけれども、他の市の一般、人が施設を使うという感覚での範囲内での許可と、それから借り主との間で、その間の貸してやる、借りるというような紳士的な程度でおさまる、それでいいんですけれども、もし借りた人がこういうことに対してのなになが、逆に市を苦しめるようなことが起こらないか心配なんです。私は、借り主として、借りた者として、もうち

よっと使いたいんやけど何とかしてくれやと言われたときに、それでもだめですと言いつけるのかどうかその辺が若干心配なので、はっきり契約でうたっておくほうが明確でいいんじゃないかと思うんですけれども、再度この辺についての一連の質問に対するお答えを求めます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 西本議員の再質問に申し上げます。1点目の使用料については、これはその近隣の動向も注視しながら適切に価格設定をしまいいりたいというふうに考えておりますし、あと2点目のいわゆる市の市内の優先というところ、ここが非常に我々のほうとしては、今、予算とも関連するんですが、これは75%というような利用度で、基本的には初年度だからまずはそこまでというようなことは想定はしてないわけですが、これから今後、継続要望者が出てきたりとか、例えば2年目、3年目とかそういうふうになってきた場合に、市内の方をどこまでどう優先するのか、優先するのかというところは、今は我々、価格の2割というところでの優先というところなんですけれども、例えば2割じゃなくて、もっと市外を高めればいいんじゃないかというような話にするのか、あるいは今議員がおっしゃったように、差をつけながらも、やっぱり市内の方がいらっしゃれば市内を優先すべきなのか、その辺についてはまた我々のほうも基本的にちょっとそこまで十分埋まればよるしいんですけれども、まだそこまで十分想定しきってないものですから、そこは我々の今後、その辺については検討をしまいいりたいというふうに考えております。

あと、3点目の継続性については、契約の話とも若干関連する話ではあるんですが、基本的にこれはもうそこでちょっと畑作業を体験してもらって、次の、本格的に自分の土地とか、あるいはどこかできちとした形で賃貸借契約をされて畑をつくるような形の、そのひとつのステップ、まあいえば試しにやっていただくような、そんな位置づけで考えているところでございますので、当然、先ほどのただし書きというのは、利用状況が少ない場合ということで考えてはいるものの、基本的にはやはりそこにいついてもらうようなことを想定してやっているものじゃないのだというのが、市民農園の本来の趣旨でございますので、その本来の趣旨についてご理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

それからあと、4点目に遵守事項についてですが、確かに今一応先ほどの答弁の中ではまあまあ使用者がこういうふうなことをしてはいけませんよですとか、そういうようなと

ころについての話は書いてありますけれども、結局もしトラブルが発生した場合に、行政としてここまでは責任は負えますよ、ここからは利用者が管理をしてくださいと。そういうところはトラブルが起こることも前提にしたような形で事前に明確化しておくほうがあとの発生してからどうやこうやという話では、行政のほうの対応が非常にだらしなくなることになろうかと思しますので、これは西本議員のご指摘を踏まえた中で、ここまでは市がやりますと、ここからは使用者がやってくださいというところを明確にするような方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 今の再答弁でほぼ浮かび上がってきました。そういうところで、金銭における賃貸契約、貸すについては金銭の市内、市外の差を設けるのみで、いわゆる優先度は設けないという解釈ですね。

それから、3番目なんですけれども、更新5年なんですけれども、有効利用、できるだけそういう意味で管理上のなにとして有効かつ使っていくという方向で何とかしていくということなんです。

問題の4点目なんですけれども、利用者行為というそののみで、使用者の遵守事項だけではちょっとやっぱり弱いというところで、そういうことが起こらないための行政としての責任範囲も再度考慮した上で対応していきたいということですが、これはこれなりにこの場での評価として効果として上がってくるんじゃないかというふうに思っております。そういうところで、いずれにいたしましても、目的がやはり市民がひとつの生産、農業という野菜等をつくることによって喜びを感じつつ、健康的な生活、その一環としての市民農園です。どうかこれから条例制定になりました後においては、行政としても最大限メリットのある方向で活用されるよう、ひとつ頑張っていたきたいなという、これを申し上げて、私からの質疑といたします。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 次に、第1番、太田健一君。

1番（太田健一君） おはようございます。1番、太田健一です。よろしくお願ひします。

今回の議案7号、野洲市長等の給与及び預金に関する条例等の一部を改正する条例について質問したいと思います。

今回の職員等の期末手当の大幅な削減は、職員の暮らしを脅かすこととなり、ひいては今のこの不況の中でさらなる景気の交代につながるものではないかと考えます。そうでなくとも、昨年末の人事院勧告による削減で職員の方々は厳しい現実をつきつけられているわけですから、この削減には道理がありません。本来なら、個人のふところがあたたまり、消費が活性化していくことで、野洲市そのものの経済も豊かにつながっていくものではないでしょうか。民間が大変だから、公務員の給与も下げるべきだというような公務員攻撃手は、官民の給与の下げ合いの対立を助長するだけで根本的な解決にはなりません。提案されている条例では、管理職が24%、一般職員17.85%の期末手当や勤勉手当のカットとなっており、予算書の371ページでは、全体で約1億1,000万円ほどの削減と出ています。そこでお尋ねしますが、会派勉強会の説明では、昨年末の人事院勧告による削減分も含まれているということでしたが、まず今回の条例においての、実際の管理職、一般職のそれぞれの一人当たりのカットが金額的に幾らぐらいになるのかお聞きします。それと、人事院勧告分で幾らになるのか、今回の削減分で幾らになるか、この2つをそれぞれお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 皆さんおはようございます。

それでは、太田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の中で、職員の期末勤勉手当の削減額についてのお尋ねでございますが、管理職に当たりましては一人当たりで46万6,344円でございます。そのうち、人事院勧告分につきましては16万6,668円でございます。今回の削減額については、その差引の29万9,676円ということになります。また、一般職分につきましては、一人当たりでいきますと25万2,604円でございます。うち人事院勧告分では12万2,117円、それから今回の削減分がその差引の13万4,877円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 今、金額をお聞きしましたけれども、かなり大きな金額だと思います。人勧の削減で12万から16万、さらに今回で29万、一般職に関しては13万と、本当に職員の方は大変な思いをされていると思います。例えば、ご家庭で子どもを大学に通わせている方はもう既に授業料でそれを充てているとか、あと住宅ローンのボーナ

ス払いとか、そういったものでもすごい削減によって大変な思いをされていますし、そういった意味で本当に生活設計が本当に狂うと、大変だと。この不況の中でさらにこういった削減で厳しい状況というのを想像できます。確かに市民感情として、いろんな懇談会の中で、職員の給料を下げなあかんというような声も出ていることも確かですが、今まで過去の流れの中では、例えば民間で育児休業がなかったものが、こういった公務員の職場環境の中ででき上がって、それを目指して民間もそういった底を上げていく、職場環境を改善していくという、そういったものの原動力になってきたと思います。それが、今回のこういったような削減、それを進めていくことで、さらなる先ほども話しましたが、官民の対立、そういったものを助長して、こういった感じで野洲市内のこういった経済そのものが回らなくなっていくということは、日本そのものの経済のさらなる不況につながっていくのではないかと思います。仮に、人勤の分は国の制度ということで仕方なかったとしても、やはり今回の削減、こういった意味で進めていくべきではないということをここで強く発言したいと思います。そういった面に関して、見解のほうを最後をお願いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 太田議員の再度の質問でございますが、この削減についての見解ということでございますが、これはいわゆる2年間の苦渋の選択ということで市長からも、本来は市職員のカットについては手を入れるべきではないというような方針がございましたが、やはりいろいろとこういうような財務状況等々、あるいは市民感情等々からしますと、やはり職員も一定の負担をしていかなければいかんということで、職員のほうにも協力を求められということでございます。ただし、これは2年間の時限措置ということで、職員のほうにも一定の痛みをしていくということで、職員のほうも一定の理解をさせていただいておるということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 最後、見解だけ聞いて終わろうと思っていたので、終わります。

議長（鈴木市朗君） 次に、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） おはようございます。

議第9号、野洲市国民健康保険の保険条例の一部を改正する条例について質問をいたします。今回の条例改正は大幅な引き上げであります。医療費の増大と福祉医療波及分を一

般会計からの繰り入れを削減したことにより、国保税の引き上げになりました。所得割が100分の5.4から7.35に均等割、これは一人当たりですが、2万2,200円から2万9,500円に7,300円の引き上げ、平等割、これは世帯、一世帯当たり1万8,000円から2万6,500円に8,500円の値上げであります。市が出しましたシミュレーションでは、医療費と後期高齢者支援金とあわせ、一人当たり2万1,037円、一世帯当たり3万8,369円の値上げとなっています。さらに、40歳から65歳未満の方の介護給付分は、所得割が0.11ポイント引き上げられ、また均等割300円、平等割100円引き上げによって、一人当たり999円、世帯当たり1,289円に引き上げることがなされています。12月議会でも高すぎる国保税の引き下げについて一般質問を行いました、社会保険の方に比べ2倍近い負担であることを発言いたしました。今回の値上げで、自営業者で40歳代、夫婦と子ども2人、340万円という所得の方でいきますと、グラフを見てもらったらいと思うんですけども、38万9,544円という国保税が48万268円になります。ここからここになるということです。国保税ね。これは引きますと9万724円の引き上げになります。自営業で340万円の売上から経費を引いた残りですね。所得の基準でいきますと9万円からの値上げになるんです。収入に占める割合も、国民年金と合わせていけば、21.6%が保険料という形になります。ここですね。合計で83万2,108円となります。社会保険のサラリーマンの方は、事業主の負担がありますので、収入の12.39%、9.21ポイントも国保のほうが負担が多いという状況になります。自営業の場合は、給与所得控除がなく、専従者控除しか引けないため、この差はもっと大きくなって、24.4%で、社会保険の倍になります。保険税だけで見ますと、この保険税ですね、社会保険の保険税と国保の保険税、この保険税で見ますと、これは実に3倍になります。このような状況は負担の限度を超えているのではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

国保税の引き上げをすれば滞納者がふえると思います。野洲市は滞納者に対して資格証明書を発行しており、滋賀県では上位クラスであります。負担能力を超えている状況からしますと、滞納だからと資格証明書の発行は非情な対応ではないのでしょうか。資格証明書ゼロという町もあります。資格証明書の発行は何人で、県下で何番目になっているのかお尋ねします。また、高校生以下の子どもには資格証明書の発行はやめて、短期保険証を交付するように通達が出されていますが、現時点ではどのような状況かお尋ねいたします。

これまで医療費波及分として県が17%、残りを一般会計から繰り入れをしてきました

が、今回は残り全部でなく、県が出す分と同じ17%をルール分として1,600万円、残り66%のうち半分を資金調整分として2,840万円を繰り入れています。結局、昨年に比べて2,840万円は国保会計で見るとということになり、今回の国保税の値上げにも影響を及ぼしています。

また、以前は健診も一般会計の保健衛生で事業が行われていましたが、保険者で健診をするということになりまして、脳ドックや健診補助なども国保加入者の保険事業は国保会計で見ることになりました。また、出産育児一時金が少しずつ引き上げられておりますが、総支出は2,730万円、この会計も国からの負担金は130万円、1,700万円は一般会計からの繰り入れ、残りは国保会計です。繰入金はあるものの、国保会計に負担が押しつけられて、国保税の引き上げにも影響を及ぼしておりますが、この点についての見解を求めます。

次に、議第30号、平成21年度野洲市一般会計補正予算について質問いたします。

1点目は、活性化の補正金額と、地元業者、零細業者への発注についてであります。国の経済対策関連交付金が約3億円ありますが、教育委員会の修繕費などは細かく資料で出されています。合計額は7,000万円で、うち1,200万円は一般財源となっております。資料と補正予算書を比べますと、起債の発行をやめて、この交付金を充当したりしており、今回の補正で、地域活性化として中小零細企業への工事や、修繕のお金は一体幾らになるのか。また、地元業者への発注だと考えますが、指名登録業者以外の零細業者にも発注をされるのかお尋ねをいたします。

2点目は、庁舎改修の全貌であります。今回の補正で庁舎改修事業費としてさらに860万円計上されています。12月補正で4,700万円ありました。総額的な金額として、どのような改修を計画し、また地元業者にどれだけの発注をされるのか明らかにされたいと思います。

3つ目が中学校の施設整備であります。中学校の施設整備で984万円追加計上されていますが、この工事内容と地元業者への発注はどう考えているのか明らかにされたいと思います。

4点目、給食センターについてであります。教育費の事務局運営費で、193万円増額になっており、説明では給食センターの解体費が346万円増額になったとお聞きしましたが、何がふえたのでしょうか。また、跡地利用はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

5点目、生活保護についてお尋ねいたします。扶助費が1,397万円追加になっていますが、当初から何人ふえて、扶助の内容は何なのか、ふえる傾向の中身を明らかにされたいと思います。

6点目、住宅費についてお尋ねいたします。木造住宅耐震改修費の補助金180万円が当初予算から比べまして全額削減となっておりますが、申請がなかったのか、この実態をお尋ねします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の国保税条例の一部改正についてお答えを申し上げます。

ここ数年の医療費の伸びが低かったことにあわせて、国保財政調整基金の取り崩しや一般会計からの支援金などで、税率を引き上げることなく財政運営をしてまいりました。この結果、税率は近隣市と比べましてこれまで低く抑えられてきましたが、22年度からの診療報酬の改訂や本年度の急速な医療費の伸びは、今後も引き続き増加することが予想されることから、このままでは国保運営に支障をきたすとの判断から今回税率等の引き上げをお願いするものでございます。

なお、現行制度では高齢者の加入率が高いことなど国保制度が抱える課題は大きいものと認識しておりますが、近隣市と比べて同程度の保険税率となったことや低所得層への負担軽減などの仕組みもあることから、ご負担いただけるものと考えております。

次に、現在の資格証明書の発行者はございません。このことは、昨年10月より新型インフルエンザ対策として、91世帯120人に臨時的に短期被保険者証を交付したことによるものでございます。

このうち、高校生については5世帯5人となっており、県下の順位については不明でございます。なお、高校生の短期証につきましては、現在国で検討されているということで承知をしております。

次に、繰入金につきましては、国の定めるルールに基づき一般会計から繰り入れを受けているもので、集中改革プランによる福祉医療波及分の削減につきましては、受益に見合う負担を国保財政に求める観点からのものでございます。22年度は国保財政が厳しいこともあり、新たに一般会計より資金調整分として、2,841万6,000円の繰り入れを受けるものでございます。

続きまして、一般会計補正予算のうち、5点目の生活保護費につきましてお答えを申し

上げます。当初予算では、114世帯181人でした。一昨年来よりの景気低迷の影響や高齢者世帯・傷病世帯の申請件数が増加したため、年度中では47世帯72人が増加したものでございます。なお、10世帯につきましては自立等により廃止となったことから、現在での世帯数は151世帯223人です。また、補正予算の内容につきましては、医療扶助費の増額によるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 野並議員の平成21年度野洲市一般会計補正予算の中の1点目と2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、活性化の補正金額と地元業者、零細業者への発注についてお答えいたします。

国の緊急経済対策に伴う地域活性化交付金につきましては、本市では公共投資臨時交付金、そして経済危機対策臨時交付金、及びきめ細かな臨時交付金の3つがございます。

公共投資臨時交付金につきましては、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう交付されるものでございまして、野洲中学校校舎改築事業及び学童保育所施設改修事業に充てられます。また、経済危機対策臨時交付金につきましては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現に対して交付されるものでございまして、低公害車導入事業、篠原幼稚園整備事業のほか14事業に充てられます。きめ細かな臨時交付金の対象事業につきましては、事業効果の高いインフラ整備等に対し支援されるものでございます。本市におきましては、庁舎改修事業費、また今まで交付金事業の対象とならなかった幼保・小・中学校施設整備事業の小規模修繕等のほか4事業に対して充てられるところでございます。

議員ご質問のこれら交付金事業に係る中小零細企業への発注金額につきましては、公平性の原則により指名登録をいただいておりますことを前提に、ルールに基づき可能な限り地元業者に対しまして発注してまいります。

また、零細企業の発注機会につきましては、小規模工事登録者への発注とお察しいたします。しかし、小規模工事登録者制度については、基本的には資格要件を必要としないため、技術力の差などは関係なく、業者を選考しなければなりませんので、資格要件が定められています建設工事登録業者と比べまして、品質管理や施工管理、また安全管理などが危惧されますこと、また数十万円以下の工事につきましては、原則的にこの小規模工事登

録者にしか発注できなくなり、今まで小規模工事を受注していた建設工事登録業者の理解を得ることが必要になってまいりますことから、本市においては本制度の導入は予定しておりません。

したがいまして、本制度の対象となる建具やガラス修理、また内装補修等の小規模工事を希望されます零細事業者に対しましては、物品販売・役務提供の指名願いにご登録いただくようご案内をしているところでございます。

次に、2点目の庁舎改修工事につきましてお答えいたします。

改修費用でございますが、12月補正で4,717万5,000円、また3月補正で60万円、合計で5,577万5,000円でございます。

改修する施設につきましては、コミュニティセンターやす、中主防災コミュニティセンター、地域総合センター、中央公民館でございます。また、改修内容は、中央公民館では全室の内装等、その他の施設では電気設備、電話設備、システム配線等の必要最小限で計画をしております。

地元業者への発注につきましては、野洲市契約規則に基づきまして指名競争入札を実施しまして、コミュニティセンターやす、中主防災コミュニティセンター、また総合センターの施設改修では全て市内業者で7社、中央公民館の施設改修におきましては市内業者4社を含みます9社で入札を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 続きまして私のほうからは野並議員の補正予算のご質問の中の3点目と4点目のご質問にお答えをいたします。

3点目の補正予算の中学校施設整備費の工事内容に関するご質問でございますが、当補正予算の中の工事請負費におきましては、きめ細かな臨時交付金対象の工事費で2,300万円を増額する一方で、野洲中学校の理科室棟解体工事の入札執行差額1,000万円を減額しまして、差し引き1,300万円を追加したものでございます。

このきめ細かな臨時交付金対象の工事の内訳の主なものとしましては、中主中学校の旧館1・2階のトイレブロックを撤去しまして、窓を設置する工事費が約400万円、野洲北中学校の玄関から体育館周辺に敷かれていますインターロッキングに係ります工事費としまして約930万円を計上していただいております。野洲北中学校のインターロッキングにつきましては、凹凸が激しい状況にありますことから、予算の範囲内で生徒の通路とな

る部分を中心にインターロッキングを撤去し、アスファルト舗装を施そうとするものでございます。

なお、これらの工事や修繕の発注に当たりましては、消防設備の修繕などの特殊な工事を除きまして、地元業者を中心とした指名業者になると考えております。

次に、4点目の給食センターに関するご質問でございますが、上屋、基礎、間仕切りなどの解体をしようとする項目自体には基本的には変更はございませんが、詳細設計を委託しました結果、当初は図面上で把握いたしておりました項目ごとの数量に増減が生じたこと、それぞれの項目ごとの業務単価につきましては、当初のコスト情報による積算からより実績価格に近い見積もりに変更したこと、さらにはセンター内に残っております調理器具等の廃棄処分費を加えたことにより、結果的に346万4,000円の増額補正となったものでございます。

また、解体後の跡地の利用につきましては、現段階では具体的には決まっておりません。なお、現センター敷地内には開拓農道敷地が存在しますことから、この境界確定と土地の用途に合った分割登記ができておりませんので、平成22年度でこれを済ませたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから一般会計予算の中の6点目でございます、住宅費の木造耐震診断改修費の全額削減につきましてお答えをさせていただきます。

当初2件の改修に係る補助を計上いたしまして、1月末まで診断された方々への周知を行ってまいりましたが、改修の相談等もなく、残る2カ月の工期での完成は困難と判断いたしまして、今回減額補正をさせていただいたものでございます。以上ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） まず、国保の問題ですけれども、市長にご答弁をお願いしたいんですが、この高い国保税に関しましては、3月4日の参議院の予算委員会で共産党の小池政策委員長が鳩山首相にこの問題で高いと思っているのかどうかということを尋ねておられます。それに対して鳩山首相が答弁をされておられますので、山仲市長、この実態を見られて、国保税が本当に一般サラリーマンに比べて、これだけ3倍からの高くなってしまっ

て48万円からになっているという、340万円の収入の人の1割以上国保税。その収入の2割近くが社会保険料になっているという、これにプラス所得税に、住民税に、固定資産税に、自動車税にという形で、まだ税がっぱいついてきているんですよ。だから、可処分所得というのがどんどん減ってきて、これが貧困率としてOECDで出されているんですが、日本はアメリカに次いで13.5%ということで、こういう形の貧困率になっていまして、その可処分所得分として、これが今それを行っているんですけども、貧困率がだから日本の場合はこれだけ高くなっている、使えるお金がちょっとになっているという、そういうような状況が現実として起こっています。ですから、そういうふうなことに對してどういうふうに感じておられるのか、率直なご意見をお願いしたいと思います。

それと、国保の収納率と資格証明書の発行なんですけれども、これも1996年からどんどん資格証明書が発行されてこれだけの件数まで上がってきているんですよ。日本全体で。収納率がどんどん下がってきているというね。資格証明書を発行したから、収納率が上がるかというたら違うんですよ。現実、この高過ぎる国保税に原因がある、幾ら資格証明書を発行しても、それが収納率には比例していかないという、こういう現実、逆に反比例になっているという、この現実があると思うんです。そういうことに対して当局はどう考えておられるのか。高校生以下はもう発行制という形で、短期証明書を出せという形で通達が来ていますね。ですから、今ゼロといっておっしゃったのは、通達どおりされていると思うんですけども。そしたら、それ以外の資格証明書は一体どうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

補正予算の問題ですけれども、今、本当に経済が大変な落ち込みの中で、どの業種も大変な事態になっている。零細業者の方々も、本当に大工さんにしたって、仕事あらへんと言うたはるんですよ。指名業者だけに、ルールに基づいてという形でされていますけれども、それ以下の物品販売の登録もできないぐらいのお父ちゃんとお母ちゃんだけでやっているとか、お父ちゃんと息子だけでやっているとかいうふうな、本当に零細業者の方々が大変な事態になっているんです。ですから、もっともっと門戸を開けば、私はできると思うんですよ。この出されている小さな改修ですね。トイレの内装の改修とか修繕とかプールの更衣室の修繕とか、こういったものやったら、家の中のリフォームされているような町の大工さんで私は十分対応できる仕事やというふうに思うんです。ですから、やはりそういうところも視野に入れていただかないと、ある一定以上の人しか、この部分が適用されていかない。せつかく3億円からのお金が野洲のところ国として来ているんですか

ら、それをもっと市内全体に仕事が行き渡るようなそういうような内容にしていかないと私はだめだと思いますので、その点、もう一度ご答弁をお願いいたします。

あと、住宅費の耐震改修で、相談がなかったということなんですけれども、この問題は本当に耐震がしたいと思って診断を希望されたと思うんです。以前、私、質問をしましたけれども、私ととも診断をしてもらいました。もうそしたらつぶれるというて、基礎の柱の全部改修、そんなんしようと思ったら床をめくらんならんし、壁全部はがしていかんならんしね、そんなん後全部それをもとに戻さんならんのやから、とてもじゃないけど、何百万円では済まないぐらいの大改修になるんですよ。ですから、そんなじゃなくて、言われているのは、寝室だけ、とにかく夜中に寝たときに死なないように、そういう寝室だけの改修とかいうことをされているところがあるんですよ。ですから、本当に昼間やったら逃げられますから、そういった部分改修を適用していくとか、何らかの方法で、せっかくとった予算に対して、相談に乗れるような、そういうふうなシステムにしていかんとあかんのではないかというふうに思うんですけれども、私、相談がなかったというのは、使にくいから相談がないんだと思うんです。ここの部分で、なかったからといって、減額したらいいというようなものではないと思いますので、それやったら絵にかいた餅だけになってしまいますから、ですからやはりそういった部分も検討をしてもらわんならんのではないかというふうに思います。

給食センターのところですが、農道の中の境界線を明らかにすれば跡地利用は次の段階の検討段階に入るということですか。

とりあえずこっちからすいません。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） おはようございます。野並議員のご質問にお答えをいたします。国保の見解ですけれども、これは常々言っていますけれども、国民健康保険、あるいは介護保険、あるいはいろんな公共料金、今のままでいきますと負担がふえます。保険残って市民なしという状態になる可能性がありますので、やはりいかに財源を工夫していくかということだと思っています。ただ、現行の制度の中では、野並議員のほうがよくご存じのように保険になっておりますから、その中で回すというのが原則です。ぎりぎりのところでやっていると思っています。今回、2,800万余りを一般財源から入れましたけれども、これも本当はどうかということはあるんですが、今の野洲市の厳しい財政の中ではぎりぎりかなと思っています。制度が許されるのであれば、あるいは野洲市が本来あったよう

に、基金が何十億もあつたりとか、法人市民税が20億を超えるような状態であれば、検討はあるかもわかりません。国保については加入しておられる方が個人で自営をしておられる方、あるいはもう既に退職されて仕事がない方ということで、より厳しいということになっております。ですから、保険で回るといのは確かに厳しいと思っております。かといって、じゃあ財源をどうするかということで、さっき申し上げたようにもっと大きく考えないと、ほかの制度も含めて考えないといけないと思っておりますので、ある意味では同感ですけれども、対応については見解が異なるかなというふうに思っております。以上お答えといたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の再質問の中の収納率と資格証明書のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、先ほどおっしゃった高校生の分については、現在私どもとして把握しているのは、国会で制度改正の中で、ひとつ高校生については短期証を発行しようということが検討されているという状況で、今の情報では7月1日からというような情報のみでございますので、とにかく通知があればそのような形で、改正されれば対応したいと考えておりますし、現在、先ほど申し上りましたように、インフルエンザということで3月、10月21日から半年余りですけれども、すべての方に短期証を送ったということでございます。現在、4月からはインフルエンザも終息をしたという中でやっぱり納税者との均衡を図るために4月からの保険証については資格証の発行という形で現在その手続を進めているというところでございますし、保険率の収納につきましても、納税推進を含めて、県下では収納率アップに努力をいただいておりますし、確かに負担率が大幅な上がりということでございますけれども、納税意識の高い方についてはご理解をいただいて、引き続き完納いただけるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 野並議員の再質問の中の給食センターの関係でございますけれども、答弁申し上げましたように、開拓農道がございますので、まず解体は必須でございます。解体後の跡地利用のご質問でございますけれども、基本的に解体後は教育委員会から市長部局に管理が移管されることとなります。その段階では一定庁内で跡地利用につきまして協議されるというふうに思っております。

答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

住宅費に関連いたしまして、大きく2点の質問があったかなと思っております。1点目につきましては、住宅の相談の内容でございますけれども、絵にかいた餅ではないかと。あんまり効果がないのではないかとのご指摘やと思っておりますけれども、これにつきましては普及啓発を担当中心に頑張っております。例えばパンフレットの配置とか、配付、また市民への啓発の推進ということで、昨年度防災訓練で野洲市民グラウンドのほうで防災訓練をいたしました。そのときテント設営をさせていただきます、その中で展示なり啓発に努めさせていただきます。そういった形で啓発に努めているというのが1点目でございます。

2点目に、部分改修、特に阪神大震災で大きな被害がございました圧死の問題、これのご指摘ございました。これにつきましては、現在県のほうで個人木造住宅の耐震シェルター等の普及事業と、こういった事業を推進されております。これにつきましては、現在の住宅内において、一時的に避難する安全な空間が確保できるという前提条件がございますけれども、この中に、その部屋の中に圧死を防ぐための耐震シェルターとか、防災ベッドといたしまして、普通のベッドの上にちょっとフレームでまずは頭上を確保して、体の安全を確保しまして、そういったもので防災のものを高めていくという事業がございますので、これが一戸当たり20万円を限度として、県内で1,000万円の事業費がございますので、今後こういった事業をPRの普及に努めまして、こういった観点で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 野並議員の再質問にお答えします。零細業者への発注の件でございますが、いわゆる市では公共工事、特に改修工事等もございますが、そうした発注につきましては、当然市内業者の育成の観点、あるいはまた地域経済活性化の観点から重要だと認識しておりまして、今までから今日までもそうした関係の商工会等々とも行政懇談会の中でも言われておりますように、市内業者への発注要望、こうしたものもいただいております。そうした中で本市では、現在の制度の中で、可能な限り市内業者に発注をさせていただきますというふうに考えております。議員ご指摘の零細業者への発注につきまして

は、特に本市では物品、役務の提供の登録制度がございます。これについては、毎年広報、ホームページでもご案内をさせていただいております。私どもも言われてますが、私どもなかなかどこにどういう事業者の方がおられるかというも把握がしきれない部分がございますので、まずはこの現行の制度をご利用いただきまして指名願いや、簡単な手続きでございますので、こうした手続等、申請等をしていただく中でまずはお願いをしたいというふうに考えておりますし、そうした中でおのずからまた受注機会も当然生まれてくるのであろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 国保の問題で鳩山首相も、所得の1割以上の保険料を払わなければならないというのは、率直に申し上げまして、相当高いということをおっしゃっております。だれもが認識するところやと思います。そういう意味で、市町村においては一般会計からの繰り入れという形をとらなければ解決ができない状況やと思います。

今回、340万円の所得で9万円からの国保税の引き上げというのは、私、納付書が送られてきたときにみんなびっくりされると思います。もう多分電話が殺到するんじゃないでしょうか。ということで、やはり医療費を上げる根本は、やはり医療費が上がっているから、高齢化率が高くなっているからということであろうかと思います。そうしたら、やはり早期発見、早期治療、もっともっと予防に力を入れるということが必要であろうかというふうに思います。

民主党の政権になったのですから、民主党が野党時代のときに、現在の文科副大臣が国会で民主党が政権をとった暁には、この市町村国保について9,000億円弱の予算の措置をとることを言うておられます。08年の国会で、ですから、今、政権をとっておられるのですから、地方自治体からもちゃんとそういうふうな国会で発言をされたことに対して責任をとってくださいという声も挙げていただければどうでしょうか。その点も最後にお尋ねをいたします。

4月から資格証明書を発行するというをおっしゃいました。私のこのグラフ、全然意識にありませんか。そんなん発行しても滞納のあれはどんどんふえていっているという、収納率はどんどん下がって行って、滞納がふえていっているというグラフをお示したんですけども、それにもかかわらず、全くそれに対する、全然何を聞いておられたんかなというふうに思うんですけれども、資格証明書ゼロという町もあるんですよ。さいたま市で

したか、滞納されている家、一軒一軒訪問をして、話をして短期証明書を発行していく、ちょっとずつでも払っていただく、野洲の場合はもう市役所に来なさい。相談しましょう。滞納の相談をしましょう。来はらへんからというて、発送してはるんですよ。そういうふうなやり方で、今、これ資格証明書を準備していると言っておられますけれども、そういうやり方と違いますか。本当にゼロというところはもっともっと一人一人と話をされて行っておられるんです。そういうところが野洲市はないんじゃないかと思ひまして、もう一度この点はお尋ねをいたします。

それと、小さな零細業者に対して、物品、役務の指名登録ということですが、そのどこにおられるかわからないという、そういうふうなのじゃなくて、もっと広報でドーンと大きい記事で、登録してくださいとかいうふうな、簡単なものやないと、何か物すごく難しい文章をいっぱい書いて、何か入札の指名の出すのはすごくいっぱい出さんならんでしょう。だから、そういうふうな負担がかかるのではなくて、市内のどこで何年間、こんな事業を商売していてこうやったというぐらいの簡単な部分で出していただくということが必要やと思います。市内の業者ですから、そんなに遠い業者と違うので、評判も、悪ければ悪い評判が立ちますから、ですからそういう意味では私は信頼をしていただくのがまず必要やというふうに思うんです。ですから、そういったところまで広げていけるような、最初からもう網から落ちているような、そんな状況にならない対策が必要ではないかというふうに思います。

あと、住宅のところですけども、県の1,000万円のを使っていくというふうな形で野洲としての改善をしていくというふうなことは全く考えておられないんですか、このままとにかく踏襲をされるということですか。野洲はそのまま置いておいて、そういうふうな相談は県のを使ってくださいというて、あっせんだけをされるんですか。ちょっとそのあたりお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

医療費が高騰するというのは、先ほどおっしゃっていただいたように、予防ですね、早期発見というのは大事だと思っています。健康づくりについて一層進めていきたいと考えておりますし、病院のかかり方とか、本来持っている機能を有効に使うための、市民のかかり方ですね、この部分についても啓発をしてまいりたいと考えています。今回、国では後期高齢者医療を抜本的に見直す中で、当然のことながら、国保制度も見直していかなければ

ればならない中で検討いただくということで、先ほどおっしゃっていましたが、高齢者の加入割合というのが、全国でいうと、国保が20数%に対して、健保ですと三、四%の高齢者しかいないということで、負担過大というのはあると認識しておりますので、その分については、今、県でもそういう広域化に向けての検討会が市町村のほう、メンバーも入ってということですので、その分については野洲市も申し上げてまいりたいと考えています。ま

また、資格証明書の件にからみまして、個別相談につきましては、丁寧に納付相談というのはさせていただいておりますし、ご承知のように、市民相談のネットワークを生かしながら、その方の生活に迫るような形でも、野洲市としては細かく相談に取り組んでおりますので、引き続き市民の生活の視点で進めていきたいと考えております。率につきましては、先ほどグラフでお示しいただいたように、全く相関関係がないとは申しませんが、市民の納税意識も高めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 野並議員の再々質問にお答えをいたします。零細業者についての登録については、なかなか負担がかかっておるんじゃないかということでございまして、もう少し簡単な手続なりということでございますが、私どもは一応、そう難しくない、簡易な手続であろうというふうには感じておりますが、そうしたことで十分事業者さん等々で不明な点がございましたら、そうした分についてはまた担当課のほうでも十分指導なり相談にも対応させていただきたいというふうに考えておりますし、また周知の面ではもう少しわかりやすくなるような方法等も広報等についての内容等についてもあわせて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。市独自の補助制度の考えはということでございます。当然、市民の安全を図るのは我々の使命でございますので、そういった観点ではいつも肝に銘じて進めておるわけでございますけれども、財産厳しいときに限らず、まずは特定財源のほうを優先すべきであるというふうに考えておりますので、その特定財源が賄えきれないほど応募者が多かったときには、独自の補助制度を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） それでは、暫時休憩をいたします。再開は１０時４０分といたします。

（午前１０時２２分 休憩）

（午前１０時４０分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第３番、小菅六雄君。

３番（小菅六雄君） それでは、２議案について質疑を行います。

初めに、野洲市一般会計補正予算（第８号）であります。本予算では、歳入第２０款、市債におきまして、財源不足を補うものとして、今回、減収補てん債、３億９，７００万円を追加発行しています。この減収補てん債の発行に伴い、同じく歳入第１７款、繰入金では、当初予定していました財政調整基金繰入金３億円を減額、また歳出では第２款総務費、財産管理費におきまして、減債基金と公共施設整備基金等の積立がされようとしています。つまり、このことは形として減収補てん債発行によりまして、財政調整基金の繰り入れが不要になったこと、また減債基金及び公共施設整備基金への新たな積立が可能となったわけであります。そこでお聞きしますが、１点目に減収補てん債の考え方ですが、仮にこれを今回発行しない場合は、地方交付税の基準財政収入額の減額という形で翌年度で精算されますが、今回発行となれば、後年度に元利償還金の７５％が交付税措置されることになっています。そうではありますが、これにより交付税の増額が必ずしも担保されるものではありませんし、借金には変わりないものであります。今回、発行についてどのような見解なのかを初めにお聞きします。

２点目に、これまで説明されてきました財政見込み、及び財政の性格に違いが出てきたことであります。言うまでもなく、これまで集中改革プランでは財政調整基金は、平成２１年度末には３億７，０００万円まで落ち込む、平成２２年度でさらに２億７，０００万円を取り崩せば残高は約１億円となり、市財政は危機的事態と市民説明会でも繰り返していました。ところが、今回、減収補てん債の発行によりまして、平成２１年度末の財政調整基金は約４億円の見込みが、６億６，９２１万円となります。同じく、３，７２１万円まで落ち込むと言っていた減債基金も９，２３９万円、約１億円に、また公共施設整備基金も４，７０５万円が１億３，７０５万円となります。もちろん、この指標ひとつをもって財政が好転したとはいいいませんが、当初、市が集中改革プランを進めるに当たり、市

民に説明しました基金の推移とは大きくかけ離れていることは事実であります。この点は  
どう認識されているのかをお聞きいたします。

3点目に財政運営の見通し、見込みの点では、言うまでもなく、減収補てん債は他の一  
般地方債とは性格が先ほど言いましたように異なり、有効活用ということはあると思  
います。その点、今回、この間の市民法人税の減収推移から見ると、この補てん債発行は  
当然予想の範囲内であったとも言えます。であるならば、私に対応が遅かったかのよう  
にも思いますが、今回どのように判断されたのかをお聞きします。また、減収補てん債発行  
の許可条件についても改めてお聞きします。

次に、議案第38号、財産の取得について、本議案は野洲川廃川敷地の県有地買収であ  
ります。野洲市の国土利用計画の土地利用構想を見ますと、市内では農地、森林、水面、  
河川水路、4点目に宅地、そして5点目にその他地域の5分類に分けられています。今回  
の県有地については、いわゆるその他地域であります。本市の場合、三上山を中心とする  
山間部地域、一方で琵琶湖面に沿う湖岸地域の2極型となっています。それ以外の地域の  
特徴を大きく分けると、市街化区域、それと農地が主だと思えます。この点では、農地  
の場合は早くから圃場整備が行われており、いわゆる純粹自然を形成しているわけでもあ  
りません。そこで、今回、市民の皆さんからは、数少ない市内の自然地域を形成するこの  
廃川地域について、この形成を保全する形での利用計画を進めるべきだの声もあります。  
以上、今回買収地について、また周辺県有地について、利用計画の方向について、どのよ  
うにされているのかをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

政策調整部長（南 喜代志君） 議第30号、平成21年度野洲市一般会計補正予算  
（第8号）に対する小菅議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の減収補てん債発行の関係ですが、議員のご質問のとおり今後の税収の動  
向により、交付税の減収補てん債元利償還金の算入分が必ず担保されるものではありません  
が、現在のようなわずかな財政調整基金では、不測の事態に対応できない場合、例えば  
場合によって歳出予算の執行停止により財源を捻出し、これにより市民への施策を削減し  
なければならないといったケースが生じるおそれもございますので、たとえ借金でありま  
しても機会を逃すことなく、また借金してでも一定の調整財源を持つておく必要があると  
考えております。

2点目の基金の動向の関係についてでございますが、市民説明会の時点では、減収補て

ん債の発行が最終的にどの程度見込めるのか、また現年度の歳出予算の不用額がどの程度が見込めるのか、そうした点が不明な時期でもありましたので、3月の補正予算を組む時点とは状況が異なっております。この相違は、金額からすれば一見大きく見えますが、本市の財政調整基金の必要な保有額の30億円程度からいたしますと、必ずしも大きな金額とは言えず、市財政の危機的な状況であることには変わりはないと、このように考えております。

次に、3点目の減収補てん債の対応の時期等の関係についてでございますが、減収補てん債は、市町村民税法人税割分と利子割交付金分とかがございまして、今回の補正予算には利子割交付金分は含んでおりません。法人税割分については、前年度の最終調定額から算出したしました交付税上の標準税収入額に対しまして、本年度の最終調定見込額と法人税割歳出還付額との差額とを比較いたしまして減収となる見込額をもとに発行希望額を設定いたしております。

現年度分の最終的な調定見込額にいたしましても歳出還付額にいたしましても、変動が大きい法人市民税におきましては、年度末近くにならないと、その年度の間とでは見込額の相違が大きくなるおそれがございまして、本年度の最終の補正時期まで対応を控えていたところでございまして、ご理解賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、議第38号、財産の取得につきまして、小菅議員からのご質問にお答えを申し上げます。

今回、県から取得・交換しようとしております土地は、市の国土利用計画上、ご指摘のように「その他用地」となっております。

これは、野洲川廃川敷地C地区約10ヘクタールでございますが、交通の利便性のよい位置にあることや、近隣に滋賀県希望が丘文化公園がございまして、過去には旧野洲町独自で大学誘致の候補地、あるいは国の醸造試験所、研究所の候補地、あるいは東西医学融合構想の用地、またサッカー場の用地等を立地を要請いたしますとともに、県によります公共施設整備も要望してまいった経過がございまして、いずれも実現には至っておりません。

そうした中、地元自治会からは、河畔林の竹やぶ化が進んでございまして、またゴミの不法投棄も多く、堤防の切り下げや道路整備など再三の要望がなされております。その将来見通しと着実な実現性を優先した市としての土地利用が求められてきたところでござい

す。

こうした機会に、長年の課題でありました当地域におけます交差点改良や県道守山中主線の道路整備など、これまでの課題に対しての一定のめどが立てられますほか、県から買収する地域と当地区の隣接地に予定されております民間開発によります住宅地開発を含めました地域全体の土地利用について、市が主導いたしますことによりまして、良好な環境整備を図っていくことが可能になると、このように考えております。

今後、市が地区計画を策定いたしまして、土地利用方針を先導いたしますことによりまして、開発協議の中で先ほど申し上げました道路整備を初め、緑地、公園整備などの位置づけを予定いたしております。具体的な計画内容については、市有地となった後に、地元自治会、開発事業者との協議の中で具体化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 補正予算のほうであります、私自身、前提として断っておきませんが、機械的に財政が大変だから借金をしたらいいという立場では私もないですので、それを前提なんですけれども、今答弁されましたが、いずれにしましても、とにかくこの2年間で財政が厳しいということで、集中改革プランを進めようとしてされているんですけれども、これはある意味で緊急避難的な財政運営をしようとするわけでありまして、だとすれば、不足する財源不足をどのように手当するかは、これはもう知恵の絞りどころであります、その意味で、今回の減収補てん債は先ほど言いましたように、借金には変わりはない、しかし一方で一般起債との違いがある、後年度、先ほど言いましたように75%が地方交付税措置される、そういうことで今回3億9,000万円追加発行されたわけですが、それはそれで私も賢明な判断だと思っているわけなんですけれども、その経過が、先ほど言いましたように、若干問題だと思うんですけれども、先ほど答弁の中で説明会の時点では、今回の許可額というか、それが不明であったと言われましたが、昨年来、法人市民税減収、これは明らかになっておりまして、私は減収補てん債の許可限度額は早くわかっていたはずやと思うんですね。今回、3億9,700万円ですか、これを県、国に申請されたのが2月1日ですね。これは多分間違いはないと思うんですけれども、この減収補てん債の申請を2月1日にされたということであれば、国、県からは許可限度額の内示はそれ以前にあったと思うんですね。2月1日以前に。だとすれば、本市の場合、この許可限度額は内示されたのは、6億6,003万9,000円とお聞きしていますが、この限度額の内示は、

しからは先ほど説明会の時点では不明と言われましたが、この限度額の内示は何月何日にあったのか、これをひとつ確認しておきたいと思います。

それと、県有地の買収であります。これまで説明を何回か受けておきまして、先ほど答弁があったとおりなんですけども、今回の県有地買収は、これまでの懸案事項でもありますし、しかし今後の課題もありまして、先ほどの答弁では、全体として今後検討していくということで、緑地公園等も含めてされることではあります。それで先ほど言いましたように、説明も一定受けているわけなんですけども、ここでもう一度確認しておきたいんですけども、今回の県有地買収のその周辺には、民地もありますよね、民地も。それも踏まえて、今後、これまでの懸案の県道の交差点改良もありますよね。これを進めようとするれば、民地もありまして、民地の買収あるいは交換も必要になってくると思うんですけども、これがなければこの事業は進まない、この点はどうなっていくのかですね、お聞きしておきたいと思いますし、それを踏まえまして、この交差点改良、民地の買収交換もあるとすれば、さらに時期が伸びるのかどうか、その時期的なやつはどう考えておられるのか、お聞きしたいというか、この際公式に確認しておきたいと思います。

それと、今回先ほど買収の市有地については、全体としては今後の検討の中で緑地、あるいは公園整備等も言われましたが、周辺の県有地の部分ですね、そこも踏まえての話なのか、全体ですね、それもお聞きしておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

政策調整部長（南 喜代志君） 小菅議員の再質問にお答え申し上げます。

確かに申請といえますか、出しておりますのは2月1日でございます。ただ、この起債、減収補てん債でございますので、許可とかそういうことではございませんので、内示というのではないと思います。ちょっと今、調査、日を今確認しておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

それと、県有地、今の財産取得の件についてでございますが、1点目の県道の交差点改良に伴う民有地の買収交換もあり得ると、その時期はどう考えているのかというふうなご質問かと思いますが、時期につきましては、民有地も含まれておりますし、基本的には本市が示します地区計画の全体像をきちっとその業者が理解をして、合意をして、そのとおりに進められる、その合意の時期がどうなるかということによって変わってこようかと思っておりますので、もう少し具体的な時期というのは明示ができないのかなと、このように思っております。

2点目の今のもう少し下流部の4ヘクタールの部分ですけれども、上流部の残ります県有地の6ヘクタールの部分に関しましてはそのままの状態、現地で存置すると、残すと、こういうふうな考え方でございます。

それと、先ほどの日付の件ですが、2月1日付で起債の計画を出したと、こういうことございまして、同意に関しましてはまだ来てはおりませんと、こういうことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 日にち、わかりませんね。結構です。

議長（鈴木市朗君） 続けて質問してください。

3番（小菅六雄君） 先ほど言いましたように、2月1日に県に3億9,700万円の減収補てん債発行を申請されているんですけどね。日にちがわからないと言われますが、それ以前に本市の許可限度額6億6,003万9,000円ですか、その限度額が県、国から内示というか明らかにされているわけですね。少なくとも1月の時点で。結局私はなぜここで問題にするかといいますと、1月、2月はこの間、市民懇談会、説明会をされましたよね。市長はこれまでから、今回は補正予算ですけども、予算編成過程も市民に公開していくというのが市長の方針だと思っただけですね。だとすれば、なぜその1月、2月の時点で減収補てん債の対応も検討をしているということが明らかにされなかったのか、これはやっぱり私はフェアじゃないと思うんですよ。市民説明会等で配られたこの資料を、2月の4日、5日ですか、予算の説明会に付されましたが、この文書にもこう書かれているんですね。繰入金では財政健全化集中改革プランにおける都市計画税の影響額をカバーするため、財政調整基金2億7,000万円を取り崩し、財源補てんを行っているから、基金の残高は約1億円程度になる見込みです。これは一貫して説明されていたわけですね。言葉なんですけど、財政危機をあおっておられたわけなんですね。しかし、その説明会の3日、4日の時点では、既に減収補てん債を申請されているし、この許可限度額の6億6,003万9,000円いっぱい発行が可能だということがわかっているのに、しかし市民には逆のことを説明されている。これは、先ほど言いましたように、これまでの市長の方針から見たら、絶対フェアじゃないですよ。この点どう考えておられるのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

政策調整部長（南 喜代志君） 小菅議員の再々質問にお答えを申し上げます。

先ほどの減収補てん債の関係でございますが、基本的には内示があるわけではなくて、ある計画枠として申請をさせていただいているということで、最終的に同意をいただくのが3月20日過ぎと、このようなスケジュールになってございます。ご報告を申し上げます。

それと、市民懇談会のこの予算の編成状況で説明いたしましたこの内容を引用させていただいてご説明をいただいたんですけれども、基本的に財政調整基金を取り崩して、都市計画税の影響額をカバーすると、このように申し上げて、まだ基金の残高が1億円程度になる見込みと、このようなことを言っておりますが、その同意が確実に得られるその時期との時間差もございまして、もう一つは、先ほども最初の答弁で申し上げましたけれども、現年度予算の歳出の不用額をどこまできちっと握れるかと。その場合によりまして、不用額が出てこないということになりますと、そうした調整財源も窮屈になってまいりますし、場合によりましては不測の事態ということも考えられますので、そういうことも想定をいたしまして、最悪のケースとしてこういうようなことをご説明を申し上げてきたと、このような状況でございます。

以上、お答えをさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えをいたします。

今、ようやく意図がわかりましたけれども、何で質問しておられるのかずっとわからなかったんですが、全くオープンでして、全く作為もございません。今、部長が答えたようなことですので、もっと大きなことをご質問いただければ幸いです。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 次に、14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。議第39号の財産の取得について、学校ICT設備整備に係る備品ということで、何点かお伺いさせていただきたいと思っております。学校ICT設備整備に係る備品の調達ということで、約9,300万円弱の契約ということになっておりまして、このことにつきましては、勉強会の中で契約行為そのものは、入札により適正に行われているというふうに解釈しておりますけれども、何点かご質問をさせていただきます。

私、昨年から議員をやらせていただいて、民間とかなり違うなというところを感じてお

ります。まず第1に、この件につきまして、契約期間が3月31日までになっていることですので、当然こういったかなりの数、それから工事もついていますので、年度内には終わらないだろうなという解釈で、22年度の当初予算を見ましたら、どこにもなかったということで、ひょっとしたら補正で上がっているのかなということです。ずっと調べていきましたら、9月の定例会の中で補正予算として議決されておりました。ということになれば、一つはお伺いしたいのは、契約がなぜこの時期にされるのか。しかも、今年度じゅうには終わらないというふうに思いますので、なぜこの契約の時期が今なのかをお伺いしたいと思います。

それから、大体一般的にパソコンとかそういったものはリースとかが多いんですけども、内容的に国庫補助金ということなので、リースではなく買い取りやなということはおわかりですけども、今あるものですね、撤去品の処分、いわゆる備品の処分につきましては、どのようにされるのか、これをお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですけども、学校へのパソコンの導入、ちょっと私、定かではないんですが、10年ぐらい前からやっているのかなと。中主では何かもう少しやっているような記録を見たことがあるんですけども、10年ぐらい前じゃないかなと、このように思います。そのときの導入の経緯、それからそのときの対象者、小学校ですと何年生ぐらいから対象にしているのか。それから、カリキュラムの内容、どういう内容をやるうとしていたのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

そして、次に4番目としまして、今日までそのパソコンの使った事業をやっている中で、先ほどのカリキュラム等の中の、いわゆる所期の目的どおり効果を得られているのかどうか。そういう中で、そういったこと、ちゃんと所期の目的を達しているというのであれば、具体的にどういうことやったのかをお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、同時に教職員用ということで311台あります。これでいきますと、恐らく教職員の方にも1人1台のパソコンが当たるのではないかなと、このように思います。ですけども、そういったときに、パソコンの取り扱いといいますか、運用管理につきまして、個人情報の保護ということについてお伺いしたいと思います。多分先生方は、生徒や児童などの試験結果やとかいろんなデータ、いわゆる個人情報をお持ちになっていると思います。そして、自宅へ帰られたら、自分のパソコンでそういった仕事もされているのではないかなと、このように思います。仮に、そういった状況にあるとすれば、ウイルス対策やとか情報漏洩の防止策についてはどのようにされているのか。

以上、お伺いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 丸山議員の議第39号、財産の取得についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の契約の遅延理由についてでございますが、当初、学校情報通信技術環境整備事業費補助金の交付内示を受けまして、交付決定後すぐに入札執行を行う予定でありましたが、政権交代で国の補正予算の見直しがございまして、本補助金の交付決定が平成21年10月16日となりました。

このことから、年度内の平成22年2月、3月の2カ月間での整備を計画いたしました。が、学校の要望によりまして、校内LAN工事に伴う児童生徒の授業への支障や校内の安全面に配慮し、事業を翌年度に繰越した後、LAN工事については、できるだけ土曜日、日曜日、祝日等の学校休業日を中心に行い、長期休業期間の夏休みに機器を設置することいたしました。

以上が平成21年度内に完了が困難となった理由でございます。

次に、2点目の撤去品の処分についてであります。各学校のコンピューター教室のパソコンを更新することによりまして、約270台のパソコンが不要となり、このうち使用可能なパソコンは230台程度であると考えております。この利活用については、現在、市職員の中でパソコンが配置されていない幼稚園と保育園の職員に配布できないか検討しております。

しかし、当該パソコンのソフトの契約が教育専用のアカデミック版となっているため、新たなライセンスの取得が課題となっております。現在、幼稚園職員への現ソフトの転用の可能性や契約変更する場合の経費の問題について調査中でございます。なお、幼稚園と保育園の全職員に配布しますと180台程度が必要ではないかなというふうに考えております。

3点目のパソコンの導入の経緯と対象者及びカリキュラムについてご説明申し上げます。

国の動向を踏まえまして、本市におきましては野洲町、中主町ともに教育用のコンピューターを新しく設置しております。最近では中主小学校と中主中学校を除く7小・中学校については、平成16年5月に買い取りで更新し、その後、中主中学校では平成19年8月に、中主小学校では平成20年3月に更新しております。対象者は全小・中学校の児童生徒でございます。

次に、学校のカリキュラムについてでございますが、小学校の低学年や特別支援学級では、パソコンの基本操作などを、また高学年につきましては、エクセルやパワーポイント、インターネットなどの簡単な操作やインターネットを活用した調べ学習を行っております。コンピューター教室の利用時間総数は、大規模校では年間で約600時間となります。

また、中学校では、技術科や社会科の地理や歴史の授業、学級活動や総合的な学習の時間に利用しております。コンピューター教室の利用時間総数は、年間で約400時間となります。そのほか部活動でも活用しております。年間約200時間利用いたしております。

4点目の授業の効果についてのご質問でございますが、代表的な効果を例示しますと、小学校におきましては、インターネットの活用により、子どもたちの興味・関心等に応じた知識・情報がすぐに入手でき、学習内容を深めるとともに、一人一人の学びの意欲を高めることができていると考えております。また、5年生の算数科の面積の求め方に代表されますように、考え方を視覚的に説明することで、すべての子どもたちの理解の深まりを図ることができております。

中学校におきましては、コンピューターの仕組みを理解し、基本操作がほぼできるようになっておりますし、ワード、エクセル、パワーポイントなどの文書作成や表計算、プレゼンテーションソフトの簡単な操作と活用ができるようになっております。また、インターネット、電子メールを活用して、情報伝達や検索ができ、自分で調べ学習ができるようになっております。さらに、情報の安全性と危険性について学び、マナー、情報モラルを身につけるようになりました。

5点目の個人情報のセキュリティについてでございますが、現在、市内の小中学校では、ほとんどの教職員が私物のパソコンを持ち込んで仕事をしております。

また、ご存じのとおり、本年1月22日に市内の中学校におきまして、臨時講師がバッグの盗難に会い、個人情報の入ったUSBメモリを紛失するという不祥事ございました。1月24日に緊急校長会を開催するとともに、1月27日付で教育長名で盗難防止やウイルス対策の徹底を図ることを通知したところでございます。

例えば、個人情報に関する文書・電子データはセキュリティのかかった保管場所を決め、確実な管理を実施すること。個人情報は原則として持ち出さないこと。やむを得ず、持ち出す場合は個人情報携出何簿等を設置し、必要事項を記入し、校長の承認を得ること。なお、電子データについては、ロック付機能のあるUSBメモリ、パスワード付ファイルな

どセキュリティを確保した場合以外は、持ち出しを認めないこととさせていただきます。

以上、丸山議員の議案質疑に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございます。大体の概要はわかりましたけれども、1つ、小学生は全員でしたですか、低学年から高学年までいろいろ難しいと思うんですけども、ひとつ今日たまたまこれ、少年センターだよりというのが入ってまして、これを見ますと、「メールでコミュニケーションできる？」とクエスチョンマークがついておるんですね。何を書いておるのかというと、電話とメールの違いを考えてみようという書き出しになっておりまして、ここまで書いたら皆さんおわかりかと思うんですけど、電話とか会話の中では表情とか言い回しで大体内容がわかると。メールですと、ただ文字だけですので、その意図としておることが見えないというところで、例えばここには「ばかだなあ」というを書いてあるんですけど、電話とかそういったものであれば、声の調子で大体どういのかかわかると。書いたらもうばかそのものになってしまうと。こういうところで、これは気をつけないといかんよとなっておるんですね。ですから、先ほどの特に小学生については、そういったところ、使い方もそうですけども、そういったところをカリキュラムに取り入れてやらなければいけないのではないかなと。先ほどの中では中学生にはそういった情報に関する安全性とかマナーとかいうようなことを言われていますけれども、もう一回小学生の今言ったようなところ、低学年と高学年の違いというんですか。その辺、もっといろんなネットでもマナーの問題もいろいろ言われていると思いますけれども、この辺のところのカリキュラムの中に入れ具合はどういうことなのかということをお伺いしたいのと。

それから、活用の状況ですね。活用の状況、結構年間でかなりの時間使っておられると思うんですけども、このパソコン教室というのは、どこかの教室をひとつ専有していると思うんですけども、私、ちょっとそうした意味で、稼動状況によったら教室が無駄なことになってへんのかなという気はしておったんですけど、この辺の年間の活用状況と、そういった稼動の関係で学校として問題ないと判断しているのかどうか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、前後しますけれども、撤去品の活用ですね、この辺はぜひともどこの会社でもそうですけども、これからパソコンが使えないと仕事はなかなかできないので、そういった有効利用は活用を図ってほしいんですけども、ほかの使えないやつやとか、そうい

った処分の具体的なやつですね。それを処分、くずにばいっと捨てるのか、今何かパソコン、中でもいろいろとれるところがあるので、そういったところを活用しようとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど最後にお話がありましたUSBメモリの盗難について、対策は講じているということですので、この辺は、先ほどの答弁の中では徹底の周知ということをおっしゃっていましたが、こういったのを一回やって、そのまま一回言うたからといってほうっておくと、また忘れたところに何か事件が起きるといようなことですので、この辺は徹底をお願いをして、持ち出しのときには校長のチェックということですので、これは校長、どうなんですか、物の確認なんかはされているのか。要は、帰るときにこのUSBメモリで持って帰ります。翌日来たときにはちゃんと持ってきましたとか、そういった単にノートに先生が書いて、いつ几日持って帰って、持ってきたで終わるのか、その辺のチェックはどうやられているのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 丸山議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目には、インターネット利用に関するマナー関係で、小学生のほうはどうかというご質問だったと思います。答弁のほうでは中学校だけを例にさせていただきましたのですね、小学校でも全学年を通じまして、インターネット利用時のルール、マナー、危険性等の学習もいたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、年間のコンピューター教室の利活用にも問題がないかというご質問であったと思います。先ほどは小学校の場合、大規模校で600時間と申し上げたんですけども、実は小規模校ですと、それぞれ4分の1ぐらいになるのかなと思いますので、そういった面ではもう少し活用方法を考えるべきかなというふうには考えております。

それから、3点目がパソコンの撤去品の関係でのご質問で、廃棄処分にするのか、あるいは中古品の売り払いの関係をおっしゃっていると思うんですが、そういった活用をというお話だと思いますけども、基本は廃棄処分をさせていただこうというふうに考えております。データもハードのほうに若干残っておりますので、そういったことを考えますと、廃棄処分が妥当かないうふうに思います。

4点目に、教職員が持ち帰りますUSBメモリ等の内容の確認等でございますけども、学校の校長のほうでは、そのUSBの内容を確認した上で持ち帰らせて、また学校のほうへ持ってきたときには確認をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） ありがとうございました。

今、お置きしますと、情報管理のほうもかなりできているようですので、あとは先ほども申しましたパソコンというものはこれから必要なことですので、マナーとかそういったところ、十分守るような、学校教育でやっていただくのが一番大事かと思いますので、その辺を要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

（日程第4）

議長（鈴木市朗君） 日程第4、議第1号から議第17号まで、議第37号、及び議第40号から議第42号まで、野洲市ものづくり経営交流センター条例他20件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第17号まで、議第37号、及び議第40号から議第42号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

議長（鈴木市朗君） 日程第5、議第30号から議第36号まで、議第38号及び議39号、平成21年度野洲市一般会計補正予算（第8号）他8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号から議第36号まで、議第38号及び議39号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、議第30号から議第36号まで、議第38号及び議39号の各議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております議第30号から議第36号まで、議第38号及び議39号の各議案については、通告による討論はございません。

これより順次採決いたします。

まず、議第30号、平成21年度野洲市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号、平成 21 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 32 号、平成 21 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 32 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 33 号、平成 21 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 33 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 34 号、平成 21 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 34 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 35 号、平成 21 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 35 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 36 号、平成 21 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 3 8 号、財産の取得について ( 地域開発用地 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 3 9 号、財産の取得について ( 学校 I C T 設備整備に係る備品 ) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 3 9 号は原案のとおり可決されました。

( 日程第 6 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) 日程第 6、議第 1 8 号から議第 2 9 号まで、平成 2 2 年度野洲市一般会計予算他 1 1 件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第 1 8 号から議第 2 9 号までの各議案は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩をいたします。午後 1 時より代表質問を行います。

( 午前 1 1 時 3 0 分 休憩 )

( 午後 1 時 0 0 分 再開 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 日程第 7 )

議長 ( 鈴木市朗君 ) これより、代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、お手元の代表質問一覧表のとおりです。

それでは、新政クラブ、第 2 0 番、河野司君。

2 0 番 ( 河野 司君 ) 2 0 番、河野司でございます。新政クラブを代表いたしまして質問をさせていただきたいと思っております。その前に先にバンクーバーの地で開催されました冬季オリンピック、その中で金メダル等はございませんでしたけれども、日本人選手諸君、

本当に健闘をいただきました。日本全国、また、子どもたちにも多くの感動、また、希望、勇気を与えたことと思います。これから始まりますパラリンピックにおきましても、日本の選手たち、どうぞ頑張ってくださいたいと、このように思うところでございます。

また、話は変わりますけれども、ハイチに続きまして、2月27日南米チリにおきまして、マグニチュード8.8という本当に驚異的な大地震が発生いたしました。多くの犠牲者が出たようでございます。被災者の皆様に心から哀悼の意を込めまして、またお見舞いを申し上げまして、さらなる早期の復興を願うものでございます。

それでは、市長の市政方針並びに予算編成につきまして質問をさせていただきたいと思っております。国内に目を向けてみますと、2月23日に内閣府より発表されました、月例経済報告によりますところの、「景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、また失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」との見解が示されております。先行きについても、当面は厳しい雇用情勢が続くと見られるものの、海外経済の改善や緊急経済対策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるとあります。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに注意する必要があると、このように示されております。

県内の景気については、一部に持ち直しの動きが見られるとされておりますけれども、住宅投資は減少傾向にあり、新設住宅着工戸数の合計は10カ月連続で前年を下回る状況でございます。また、雇用状況を見ますと滋賀労働局の発表では、昨年1年間の有効求人倍率の平均は、過去最悪である0.39倍となっております。これは調査を始めた昭和38年以来の最低の数値でございます。昨年12月の有効求人倍率も0.37倍と、近畿で最下位の状況が続いております。さらに、滋賀県内の高校生の内定率は昨年11月現在では72%と前年同時期と比べまして12.9ポイント下回っておりまして、高校生の就職内定状況は一段と厳しい状況となっております。

こうした状況の中で緊急経済対策のための平成21年度第2次補正予算が成立し、24兆円を超える事業規模が見込まれることにより、今後1年間で実質GDPが0.7%押し上げられると期待されております。本市においてもふるさと雇用再生特別推進事業や緊急雇用創出特別推進事業を行う予定でございますけれども、今後も国の動きと連動した的確な雇用、経済振興策を実施し、本市の経済活性化と市民生活の安定に取り組みされる事を望むものでございます。

現下の厳しい経済状況の中で、市長のマニフェスト「もっと野洲21計画」を真に実

効性のあるものとし、市長を初め、職員、議会、市民が一致団結をいたしまして、この厳しい難局を乗り越えていかねばならないと考えているところでございます。

そんな中、予算編成におきまして、去る3月1日に召集された定例会におきまして、平成22年度当初予算を示されたところでございます。法人市民税の減少が続く中、さらには、各種基金が枯渇する状況にある財政状況で21年度当初予算より策定してきた、財政健全化集中改革プランを取り入れたものでございまして、一般会計総額177億6,000万円、対前年度当初予算比で10.9%、17億4,900万円の増でございます。歳出においてハードでは市内小学校の耐震整備、県内でもトップクラスであろう学童保育所の整備、野洲駅周辺都市基盤整備、東消防署移転改築及び防災センターの拠点整備事業、またソフト事業では、障がい者の社会就労体験補助、さらに小学校の特別支援教育の充実を図るためのサポート教員の配置、野洲市ものづくりセンターを設置しての地元企業への経営アドバイス、そしてアドバイザーの育成等々の新規事業がメジロ押しでございますけれども、大変評価できるものでございます。

歳入においては深刻化する景気低迷の影響を受けまして、法人市民税はさらに減少するおそれがございます。その行方をしっかり見守る必要があると考えますが、また、市債で国が臨時財政対策債の発行額を増額したことから、対前年度比5億7,400万円増の13億1,400万円を見込み、市債全体では18億4,090万円増の29億7,200万円の大幅増となっております。しかしながら、依然として、市税などの一般財源が苦しく、依存財源に頼った予算編成と理解をしております。

今後景気回復も不透明な中でございます。法人、個人両市民税のさらなる減収も予想されるところでございまして、新年度の予算編成は市民による市民のための予算として、いかな認識をもとに、そしてどのような理念で策定をされたのか、再度お聞きをしたいと思います。

さらには、県におきましても財政が厳しいのは同じでございます。県では減収補てん債180億余り発行するというところで、また現在県債残高も1兆円を突破したというところでございます。そんな中、県は財政対策の一環で事業見直し(案)を策定され、54億円もの予算を圧縮されました。当初は、国民健康保険給付対策費補助金についても、カットされるようございましたけれども、県議会や県内各市町の強い要望によりまして現行維持がなされるようであります。この県の圧縮予算に対する本市の影響をお聞かせいただきたいと思います。

平成20年秋に起きましたアメリカ発の金融恐慌によりまして、世界各国に景気悪化の連鎖をもたらしました。滋賀県、さらには本市においても例外なくその影響は暗い影をまだ落としております。そのような中で平成21年6月に、市長の強いリーダーシップのもとで財政健全化集中改革プランの素案を作成されたところございます。予算の129項目を見直し、一般財源ベースで9億6,900万円を確保するというものでございました。内部会議はもちろんのこと、議会においても特別委員会を設置し議論を重ね、市民の皆さんへも、広報、ホームページで素案を周知されました。また、直接意見交換を行うために学区ごとの市民懇談会も開かれてこられました。さらには個別案件ごとの関係団体との懇談も積極的に行われてこられたことは、透明性を図る上で非常に評価するものでございます。そして、去る2月18日に最終案が策定され、その中で平成22年度における見直し総額6億3,400万円、素案での見込み額の65%の達成でございます。これは予算編成上においてもギリギリのラインであることは理解をしているところでございます。そこで、お伺いをいたしますけれども、人件費の部分でございますが、2億1,339万円の見直し見込みがされております。この部分で大きなウエイトを占める職員の期末勤勉手当の20%削減でございますけれども、こういったことが職員の勤労意欲の低下にならないか懸念をするところでございます。職員の潜在的な能力を引き出し活用していくことは、組織のトップとして大変重要な使命だと考えております。職員のやる気とチャレンジ精神をさらに高揚させる手立てをお考えなのかお伺いします。

次に、医療の関係でございます。日本の高齢化はご承知のようにどんどん進行中でございます。もう超高齢化社会に向かっております。その備え我々は考えていかなければならない。この中、この医療の分野でございますけれども、現状のままの病院体制では対応しきれないものになっております。ふえ続ける医療費の問題、そして医師確保の問題、多くの課題の中でございますけれども、本市において予防医療の取り組みが進められているところでございます。今後、在宅医療を中心とした地域医療の果たす役割は大変重要になると考えております。昨年より本市では行政、医師会、そして野洲病院、消防局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者、また一般市民が小児救急医療を含め、入院治療から在宅療養に至るまで切れ目のない一貫した医療を提供できるよう、野洲市地域医療あり方検討会を設置いただいております。この中でさまざまな議論をいただいているところでございます。安心・安全な医療提供の実現のため、医療の効率化と連携体制の充実が急がれるわけでございますけれども、今後の本市の目指す望ましい地域医療のあり方を伺いたい

と思います。

次に、農業政策でございます。ご承知のように、高齢化、後継者不足、そしてまた環境保全、食の安全消費と流通の効率化など課題が山積している中であります。この中で、4月から始まる個別所得補償モデル対策については、ばらまきと言う批判がある中でスタートをいたします。一方でWTOやFTAの推進も、最近、政府コメントとしてマスコミ報道され、農家、特に専業農家や集落営農組織は心配をされている現状でございます。ここ数年で農作物か価格は急激に下落し、しばらくは与党のマニフェストどおり下落補償対策がございますけれども、そのうちどんどん膨らむ財政的問題で国民合意が得られず政府はその事業をやめてしまうのではないかと。そうすれば農家、農村は大混乱をするとされており、野洲市の農業、農村の振興を進める立場といたしましての見解を伺いたしたいと思います。その中の農業政策でございますけれども、先ごろ野洲市主催で農林水産省の経営体育成交付金の説明会が行われたと聞いております。2月26日に説明をし、3月3日までに集落などで議論をし、結論を得て提出しなさい、中4日間でございますが、無理難題みたいなやり方ございました。22年から24年の3年間に農水省の補助事業を受けたい農家は3月3日までに申請をし、それを野洲市の農業マスタープランに挙げておく必要がございます。なければならぬものでございまして、メニューもたくさんございますけれども、市内でどれくらいの申し出があり、目標ポイントなどの観点から、その採択の可能性を伺います。

次に、合併の方向性ということでございますけれども、ご承知のように、平成の大合併、1992年からでございますが、全国市町村は3,232ございました。それが現在1754になっているところでございます。本年3月で特例法が切れますけれども、政府といたしましては一定の成果があったとしております。さらに政府は、法改正の中で、自主的な合併の支援はしていきたい、このように改正をしていきたいと、このように申しておりますし、県におかれましては新市町合併支援プランでございますが、これを策定されておられまして、自主的な合併にはこれからも支援をしていくということでございます。私が野洲市5万人という非常に小さな市でございます。これから私たちももっと上を見ていかなければならないと思っておりますけれども、市長の周辺市との合併の方向性についてお考えなのかどうかお聞きをしたいと思っております。

次に、環境対策でございます。既に説明をいただいておりますけれども、老朽化に伴います新クリーンセンターの整備についてお伺いをさせていただきたい。これは、私たち会

派も視察に行きました。現場では延命策がいろいろとられておりますけれども、この平成27年でもう34年を経過して、もうそれが限界だと、このような説明でございます。実際現場を見ますと、このように思います。こういった中、市長といたしましては、近隣市との調整の中で、単独で野洲市で建替えを進めていくという中で、今、近隣の地域の方々に説明会を昨年からされているということでございます。その進捗状況、そしてまた今後の方針をお聞かせいただきたいと思います。

次に、活力あるまちづくりビジョンの中での商工業振興策ということで質問をさせていただきます。市長は就任から、にぎわいと安心のもっと元気な野洲という理念のもとにいろいろと運営をしてこられました。現在の商工業者、合併のときには895事業所ございました。野洲、中主もちろんあわせてでございますけれども、それが今2月10日現在859と、36件が廃業あるいは閉鎖という、このようなことでございます。ご承知のように、大変もっと元気になっていただきたいところですが、野洲のまち、いかんせん、まだまだ寂しい。本当に元気がないといろいろ言われます。ことしは市長もおっしゃっていたように、花火大会も中止をしなければならんというようなことで、大変私ども、いろいろなところから、寂しくなるなということも聞きますけれども、そういった中で昨年10月でございましたが、市長と商工会の皆さんとの懇談会がございました。その中で、いろいろ商工会の皆さんがおっしゃられたと思いますが、あえてもう一度出させていただきますと思います。

まず1点目、小規模事業者への資金繰り支援ということでお話があったと思いますけれども、これは小口の簡易資金が制度改正によりまして、大変使いにくくなったということでございます。これは補償額の問題だと思いますけれども、皆さんは何とか野洲市独自の制度融資が創設していただけないかと、このような要望が今もございますが、このことに対しまして検討いただきたいと思います。

また、2点目でございますけれども、野洲市商工業振興指針、まあ仮称ということでございますが、皆さん方がおっしゃるのは、市とそうした事業者、そして市民が協力して産業振興、まちの活性化に向けた、そういう基本条例を作成していただけないか。そうすれば皆がその意識を持って、少しでも野洲のまちが産業的に商業的に活性化するんじゃないかと、このようなご希望だと思いますけれども、これもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、駅前中心市街地整備計画とあわせた市有地の利活用ということで出させていただきます

いておりますけれども。駅前、野洲の玄関口でございます。大変貴重な土地でございます。私も大分昔から、この駅前の問題には触れさせていただいておりますけれども、いかにせん、前々回の町長さん、そしてまた前回市長さん、駅前整備は本当にマニフェストに挙げてでもやろうという意気込みがございましたけれども、今ごらんのような駅前の風情でございます、何ら変わっておりません。そんな中で、私は新市長には大いに期待をしているところでございまして、本当にこの限られた土地、市有地の有効利用を図っていただきたいと、にぎわいのある駅前にしたいという思いはみんなあると思うんですけれども。そういった中で図面を見させていただいておりますけれども、あれではまだもう少しイメージがわいてきません。もう少し踏み込んだ図面を示していただきたいと思っておりますけれども、その辺の考え方、あそこに駅前にはほほえみの湯というのがございます、あれはアサヒビールの土地でございますけれども、あそこの暫定利用があと1年で切れるわけでございます。その中で、私はもうアサヒさん、また土地所有者アサヒさん、そして滋賀銀行等々ともうぼちぼちいろんな話をしていってもいいんじゃないかと、このように思いますし、このような話、今後の取り組みについて、その企業との話し合いをされているのかされていないのか、このこともお聞きをしたいと思います。

また、第4点目でございますけれども、以前、前市長のときからまちの駅構想がございました。それは今もうだれも口にする者はありませんけれども、その構想、もの自体がどのようなになっているのかお聞きをしたいと思います。

関連いたしまして、基盤整備の質問でございますけれども、いろいろこれは長年の懸案事項という中での排水対策と、道路の問題でございます。市内において時間雨量30ミリを超えると、浸水被害が発生する箇所が幾つかございますし、またその排水の問題で開発行為が制限されている現状でございます。その改善策として今後の野洲市の排水対策についての取り組みを伺うものでございます。

また、道路の問題でございますけれども、これも本当に長年の懸案事項でございます。渋滞が解消されておりません。本市を通る主要道路は本当に朝夕慢性的な渋滞をしております。この解消対策、これは経済活性化の基盤づくりもございまして、また防災対策上においても大変重要なことでございます。野洲市のこれからの解消対策、そしてまた安全面の取り組み、これをお伺いしたいと思います。

次に、教育問題でございます。教育方針の中で示されておりますように、野洲市の人づくりは郷土に根ざして世界に羽ばたく人づくりを基本目標としておられます。就学前では

心の育ち、学校教育では生涯学習社会に適応できるための基礎的、基本的な力と、自立の能力を、さらに社会に出てからは生涯にわたって学習する行動力を身につける、そのような教育を進めてきておられると思います。そんな中、現場では大変努力をいただいております。

そのような状況の中、全国の学力・学習状況調査についてお伺いをしたいと思います。平成19年から行ってきた全国学力・学習状況調査でありますけれども、その目的は、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるとのことでございます。

来年度からは全体調査から抽出調査になるということでもありますけれども、過去3年間を総括され、本市の児童生徒の学力・学習の成果と課題の検証結果と学力改善についての所見を、また取り組みを伺いたいと思います。

その中、教育関係でございますけれども、幼保一元化の取り組みでございます。幼稚園と保育所は元来別物でございます。運営基準、また職員の資格も異なり、管轄も文科省と厚労省と異なっております。しかし、近年幼稚園と保育所の運営の非効率さを是正する必要性が指摘されておりました。幼保一元化することで、財政的にも効率的な運営を行い、待機児童の解消にも有効な手立てとして、全国的に広がりを見せつつあります。本市におきましても篠原幼稚園と篠原保育園を篠原幼児園とし、1施設内で2制度を運営されます。しかしながら、効率さのみを追うだけでなく、そこで1日の大半を過ごす子どもたち、そして保護者、さらには職員の目線に立った展開が必要であると考えております。本市における幼保一元化への取り組み、また展望に対する所見を伺いたいと思います。

次に、いじめの根絶、不登校の現状と対策はということでお聞きをいたします。教育現場を取り巻く環境は年々厳しさを増し、いじめ、不登校、校内暴力、学力の低下、学級崩壊、モンスターペアレントの出現など、教育課題は増加の傾向にあるということは十分認識しているところでございます。その中におきまして、いじめ、不登校児童生徒の問題は全国的な課題でございます。これは子どもたちを取り巻く生活環境の変化、社会環境の変

化も大きく影響を与えているものだと考えます。しかしながら、子どもたちが一番光り輝き、楽しい時間を過ごしてほしいこの期間に、いじめやさまざまな理由により不登校となる児童生徒がいるのは大変残念なことであると思います。さまざまな要因により不登校となってしまった子どもたちに対しては早期に我々大人が、手を差し伸べ、未来を担う子どもたちを愛情豊かで、人間性あふれた青少年に育てることが今の社会の責任であると考えます。本市のいじめ、不登校の現状と、問題解決に向けた取り組みをお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 新政クラブ、河野議員からの代表質問にお答えをいたします。

前半の6問について私のほうからお答えをいたします。まずは、評価と期待を込めつつ、厳しいご質問を賜りまして、まことにありがとうございます。

1点目の予算編成における認識についてお答えいたします。

景気低迷による税収減と基金の枯渇する中での予算編成となっております。まず、法人市民税につきましては、21年度決算見込みとほぼ同様の額で見積もっており、法人市民税の現年度課税分では、対前年度当初比29.4%減で見込んでおります。また、個人市民税につきましても、本年度の景気減退による影響を考慮して見積もり、21年度当初との比較では微増となっておりますが、21年度の補正後の現計予算との比較では減収を見込んでおります。

一方、現下の景気の動向にから、国の地方財政計画でも、地方税はもちろんのこと、地方譲与税や県税交付金も軒並み落ち込むことが予想されておりますので、国ではその対策として地方交付税及び第二の地方交付税と言われる臨時財政対策債の発行可能額も増額したことから、これに基づいて試算し、対前年度当初予算よりもそれぞれ増額計上しました。さらに、財政調整基金の取り崩しにより、結果として一時的には税収の落ち込みを補った形の予算編成となっております。

こうした厳しい状況の中で、私のマニフェストロードマップに即しまして、財源を含めた事業の枠組みについて、関係者間等での合意形成など着手に一定の道筋をつけた事業を重点的に予算化することを基本に、特に、整備を急ぐ必要のある小学校の耐震化整備、学童保育所の整備などのハード事業を計上したため、対前年度当初比では、積極型の予算といたしました。これらの事業の財源の多くは、国からの交付金を最大限活用しております

が、当然残りにつきましては地方債に依存しております。しかし、安易に借金に頼るのではなく、これらに係る後年度の元利償還の負担額、また、数年後に建替えを要するごみ焼却場のなどの諸課題に必要な額も念頭に置いた上で予算を編成したところです。

また、今回の県事業の見直しによる予算削減の影響ではありますが、補助金の見直しでは、コミュニティバス運行対策費補助金で50万円の減、合併処理浄化槽設置費補助金で13万8,000円の減など、余り本市への影響はなかったと見ております。ただし、問題といたしましては、本来、県の予算で行われるべき事業の予算の削減による事業の遅れなどについての心配をしておりましたが、これに関しましても基本的には、市内で行われる県道等の公共事業費の予算は確保されているとの情報を得ており、来年度も県事業の進捗が見られるものと考えております。

次に、職員の期末勤勉手当の削減による職員の労働意欲の低下についてのご質問にお答えいたします。

給与の削減は本来手をつけるべきものではないと認識しておりますが、危機的な財政状態から脱却するため、不本意ではありますが、2年間に限定した措置としたものであり、職員に理解を求め了解は得ております。しかし、このような状況であるからこそ、ご指摘のとおり、職員の労働意欲の向上策は大変重要であると考えています。

まず、職員のやる気とチャレンジ精神の高揚につきましては、これまで勤務評定制度等の活用により、職員一人一人の能力や実績、適性を客観的かつ公正に評価することで、配置転換や年功序列にとらわれない昇任などの人事管理を行い、職員の意欲の増進を図り、士気・能力の向上、さらには各職場の活性化を目指してまいりました。

しかし一方で、これまでは市政の状況や課題が十分共有されていなかったこともあり、職員が不本意な状況の中で職務に当たらざるを得ず、仕事の達成感がない結果となったこと、また、過去の無理な判断の結果、今になって、やり直しのために職員が多くの時間を費やすことなど、これらのことが職員の意欲を削いでいる面があったことは否めないと考えております。

これにつきましては、私は就任当初から、「は」をやめて「を」をやりたいと言っています。「は」というのは、これはやってはいけないと職員が思っていることをいろんな状況の中でやらざるを得ない、一方、職員が市民のため、市の発展のためにこれをやらないといけないと思っている「を」がむしろ妨げられると。これを改善するというのが今申し上げました趣旨でございます。

また、こういった状況をもう一方で改善するためにも、職員に市の課題などの情報を共通認識してもらい、自発的に課題解決に立ち向かい、手ごたえを実感してもらえような、組織と風土づくりを進めてきましたし、一層促進してまいりたいと考えております。

また、職務、職場における職員数の不均衡も、職員の意欲を低下させる要因となっております。現在の定員適正化計画は平成22年度までとなっており、来年度も組織の見直しや人員配置で改善を図りますが、平成22年度までとなっている現行の定員適正化計画の見直しの中で、仕事量に見合う適正配置を行うことにより、この面での改善にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような取り組みにより使命感と意欲に満ちた職場づくりを実現してまいります。

3点目の地域医療のあり方についてお答えをいたします。現下の医療を取り巻く状況は、高齢化、核家族化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊し、特に救急、急性期の入院医療は危機的な状況にあり、医師不足と士気の低下を招くなど危機的な状況にあります。

野洲市の状況を見ますと、市内には病院3カ所、一般診療所31カ所、歯科診療所18カ所の医療機関があり、一般診療所の診療科目では内科17、外科3、小児科3、産婦人科1、整形外科3、耳鼻咽喉科1、皮膚科1などバランスも一定保たれ、ほぼ充足した状況と言えますが、一次、二次救急体制が不十分な状態です。特に小児の二次救急では、野洲病院の小児科医師確保が困難となった3年前から空白日が生じております。

一方、これら限りある医療資源の有効活用には、利用者である市民の理解とご協力が不可欠ですが、市民の大部分が多く診療科目のある病院を受診しようとするため、三次救急医療を求める傾向となり、提供の仕組みと住民の意向がかみあわず、病院の医師が疲弊している状況であり、済生会救命救急センターでは昨年11月から緊急性の確認、いわゆるトリアージが導入される事態となっております。

また、地域医療の中核を担う野洲病院は、小児科以外に産婦人科や整形外科においても、医師確保が困難な状況にあり、病院経営面でも非常に厳しい環境下にあります。

このことから、地域の医療資源の充実と有効活用について検討するため、昨年5月に地域医療あり方検討会を創設いたしました。

市内の病院をはじめ、診療所や看護、介護施設及び市民代表の参加を得まして、地域医療に対するそれぞれの立場からの課題や問題点を抽出し、共通課題を設定し解決に向けた取り組みを初めております。これにつきましては、本当に各関係者が熱心にご議論いただ

いております。ただ、議論だけではだめでして、成果を出すという観点から、今、新しい仕組みについての検討を進めていただいておりますが、課題の共有化を図る中で、小児救急等広域での取り組みが必要なものや、各機関で持ち帰るものなど整理し、切れ目のない医療体制、これにつきましては、医療、看護、介護の連携であります。これが最も喫緊の課題であり、中でも救急医療の機能分化や在宅医療に関する課題につきましては、市内単位の取り組みが有効で、実現可能なことから取り組んでまいっております。

具体的には、解決に向けて作業部会、この作業部会につきましては救急医療部会、在宅ケア部会、訪問看護部会を設置し進めております。なお、この会では、関係機関の連携や顔の見える関係づくりが進みつつあることから、今後も、本市の望ましい地域医療の実現に向けた協議の場として、さらに市民参画のもと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、戸別所得補償モデル対策についてのご質問にお答えをいたします。平成23年度本格実施に向け、来年度から取り組まれる戸別所得補償モデル対策のねらいにつきましては、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、生産拡大を促す対策である水田利活用自給力向上事業と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補填する対策である米戸別所得補償モデル事業をセットで実施されることとなっております。米価の下落の急速な進行により下落補償額が膨大になるのではとのご懸念であると存じますが、米穀の需給及び価格の安定に関する法律に基づき策定される基本指針は少なくとも毎年2回見直されることとなっており、これに基づき生産数量目標が示されますことから、大幅な下落とはならないと考えております。しかし、小規模農家には真の所得補償とまでいかないことや、また、戸別所得補償制度のための財源確保のため、土地改良の基盤整備事業の予算額が大きく減額されますことから、農家の維持管理の負担が増大することや施設等の維持管理がおろそかになることなど、別の問題が発生するのではないかと懸念をいたしております。

次に、経営体育成交付金のご質問についてお答えをいたします。

3月3日までご要望のあったものは認定農業者、これにつきましては認定農業志向者も含まれますが、12人、集落営農組織は5組織、法人は2法人でありました。メニュー別では、融資主体型補助13件、集落営農補助3件、共同利用施設補助4件でありました。

採択の可能性につきましては、成果目標ポイント数や全国の要望量が現時点では不明である状況であることから、予想ができない状況です。

次に、周辺市との合併の方向性についてのご質問にお答えします。

今、私といたしましては、合併の有効性を否定はいたしません、まずは何とか野洲市の財政の健全化を図り、賑わいと安心の、もっと元気な野洲を築いていくことが最優先課題であると考えており、現段階で合併を積極的に進めることは考えておりません。

ご指摘のように、過去には湖南2市3町の広域合併、守山市を含めた1市2町で検討、さらには近江八幡市や竜王町からのお誘い等いろいろな経緯があったことは承知しております。

しかし、今、申し上げましたように、新野洲市となって、まだ5年余りと、いよいよこれから新市の一体感が醸成されようとしている大切な時期でもあることから、新たな合併ということを考える時期ではないと考えております。

次に、クリーンセンターの建替えの現状と方向性についてお答えをいたします。平成28年度から、野洲市単独による新クリーンセンター稼働開始を予定しております。この手続といたしまして、施設更新に係る国の交付金を得るために、循環型社会形成推進地域計画につきましては、環境省及び県協議を終えており、現在ごみ処理施設整備基本構想を策定中であります。

また、新クリーンセンターの立地場所選定の進捗状況に関しましては、現在、市で把握しております情報をもとに選定した5カ所のうち、民家からの距離、アクセス道路の有無及び地盤の安定性など、客観的に立地条件の優位性が一番高いと判断いたしております大篠原地先の地元自治会と継続協議中ではありますが、まだ全体のご理解を得るに至っておりません。

今後も、この地域を第一候補地としての位置づけることは変わりませんので、ご理解をいただけるよう努力をしてまいりたいと考えております。ただし、クリーンセンターの立地場所につきましては、大篠原地先が最適地ではありますが、このクリーンセンターの更新の問題は市民全体の課題であるため、今後は、自治連合会等にも現状と課題を詳細にご報告し、市内全域における立地の可能性について、改めて再検証するため、全自治会の課題として各地域ごとにおいてご議論いただくことも大切であると考えており、自治会からのご提案などもいただきながら、速やかに用地の確保を図ってまいりたいと考えております。

今後の取り組み方針につきましては、クリーンセンター更新に係る各計画の策定や内容の検討に関しまして、市民皆さまにすべてオープンにし、ご参加いただけるような機会を

設けてまいります。また、環境保全面に優れていて、経済性で最大限の効率性があり、安全面で万全であることを基本として、最新で、最善の施設を計画していく方針であります。

また、立地選定から排出、収集運搬、中間処理及び最終処分までの経済効率などを総合的に検討する必要があることから、今後は処理方式の選定及び処理システムの検討を行うための一般廃棄物適正処理システム検討委員会を設置し、鋭意検討を進めていく予定であります。

なお、近隣市との調整につきましては、広域化の可能性を模索するべく、担当者レベルで一部協議も行いましたが、広域化で取り組む方向には至りませんでした。

以下のご質問につきましては、教育長並びに担当部長のほうからご答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） それでは、新政クラブを代表されました河野議員の教育関係の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、全国学力・学習状況調査の結果と学力向上に向けた取り組みについてでございますが、国語や算数・数学の学力調査について、市の結果は県の状況とよく似た傾向を示しております。また、過去3年間の傾向を見ますと、知識を見る問題については、基礎的な計算や漢字の問題では正答率が高いものの、少し複雑になると正答率が低いものも見られております。また、活用を見る問題については、理由や考え方を答えたりする問題で正答率の低さがございます。

また、学習状況調査からは、家庭学習や読書時間の少なさが気になっております。

市内各校では、これらの状況を踏まえて、例えば、「朝のドリル学習」や「読書タイム」などの設定、自分の考えを説明する場を設け、「読む、聞く、話す」力を伸ばす授業づくりなど、学校独自の向上策を工夫しております。

次に「幼保一元化」に関するご質問にお答えします。

幼保一元化につきましては、幼稚園と保育所のどちらに通園しているかにかかわらず、幼児期に身につけておきたい基礎的な力は同じであることから、より一層幼稚園と保育所が関係を密にし、双方のよさを取り入れた環境の中で、子どもを育てていくことが大切であると考えております。

しかし、現在、幼稚園と保育所は国の所管の違いから異なる制度となっており、真の幼保一元化に向けては、根拠法や運営基準、保育料の違いなどを統一する必要があるといっ

た課題があります。したがって、本市では、当面施設の一体化を進めながら、今後、保育料の一元化についても検討してまいりたいと考えております。

ご質問の仮称篠原幼稚園につきましては、財政的な効率化だけが目的ではなく、子どもにとって最もよい環境を提供し、育成していくことこそが第一の目的であると考えております。また、保護者の方と連携して、現在、篠原幼稚園と篠原保育園の職員を中心に保育内容についてのあり方を具体的に検討しているところでございます。

今後、仮称篠原幼稚園の取り組みを先駆けとし、幼稚園の設立に向けて、施設整備も含めて可能な地域から計画的に進めていきたいと考えております。

最後に、いじめの根絶、不登校児童生徒の現状と問題、解決対策についてでございますが、昨年度の本市におけるいじめ事案の件数は2年連続して減少していますが、校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者会等で、いじめに対する徹底した指導姿勢の必要性、教育相談体制の充実、健全な集団づくり、情報モラルについての指導の実施について指示をし、各学校で実践しております。

次に、不登校についてですが、昨年度の本市における年間30日以上欠席の不登校児童生徒は、本市の数値は県の20年度の数値を上回り、2年連続で増加傾向が見られます。このことから学校において、校内ケース会議や地道な家庭訪問、また、別室登校により教室復帰を目指したり、スクールカウンセラーとの面談や保護者の支援にもかかわっております。また、ふれあい教育相談センターとの連携を図り、学校復帰に向けての支援を行っております。

以上、河野議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私のほうから、河野議員の7項目めといたしますが、活力あるまちづくりビジョンの中での商工業振興策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の小規模企業者への資金繰り支援については、昨年10月の商工会の行政懇談会の中で、小口簡易資金が小規模事業者にとっては使いにくい、野洲市独自の制度融資の創設をしてほしいとの要望をいただいたところでございます。貸付資金に係ります預託金等の財源確保、また不良債権処理等の財源負担も大きいことから、創設は考えていない旨、回答をいたしております。しかしながら、保証枠を別に設けるなどの使いやすい制度改正となるよう、今後、国、県にも要望してきたいと考えてございます。

一方、景気低迷が長期化している中で、特に中小企業者への緊急経済対策として、平成22年度当初予算に約1,600万円の制度融資に係る利子補給金を計上したところであります。また、今般の国の景気対応緊急保証が創設をされました。中小企業全般への保証枠の拡大と、保証期限の1年延長により平成23年3月31日までとされたことから、市といたしましても、事業者の業況が悪化していることを踏まえまして、できる限り前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の仮称野洲市商工業振興指針についてであります。商工業振興を推進するための方向性を明確にいたしまして、活性化を図ることを目的として仮称野洲市商工業振興指針の策定を平成22年度に着手する予定でございます。市商工会のより一層の前向きで主体的な取り組みに期待しつつ指針作成を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の駅前中心市街地整備計画とあわせ、市有地の利活用についてありますが、通称駅前Cブロックの市有地につきましては、現在のところ、緑あふれる公園整備計画をしているところでございます。

次に、4点目のまちの駅構想のその後についてありますが、まちの駅構想は、現在、地産地消の推進へと転換し、おいでやすまるかじり協議会において、その研究と推進を図っているところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから（テープ反転）代表質問にお答えをさせていただきます。

まず、市街化区域等の排水対策でございますが、ご指摘がございましたとおおり、時間雨量30ミリを超えますと、祇王井川の滋賀銀行前におきましては浸水被害が出る区域でございます。

最近では、2年前の平成20年6月20日に、時間雨量36ミリの雨が降り、床下浸水1戸、道路冠水被害が出ましたところでございます。この浸水被害対策を含めまして、市街地の排水対策の一環といたしまして、平成22年度より祇王井川を含む流域面積682ヘクタールと友川の流域面積99.6ヘクタールの調査を実施し、雨水整備計画を策定する予定であります。特に一級河川妓王井川の越水被害や、市街地内の小河川被害の解消を図ることを目的に着手する予定であります。整備につきましては、都市計画税の導入見通しを立てながら実施の判断をしてまいりたいというふうに考えております。

また、雨水幹線の下流にあたる一級河川童子川先線の改修整備について、滋賀県に要望いたしておりまして、前向きな対応をしていただいているところでございます。

なお、開発行為の制限につきましては、「開発に伴う雨水排水計画基準」に基づき、想定される雨水を安全に排除できるか、その検討を開発業者に求めており対応しているところでございます。しかし、大規模開発となりますと中畑の9ヘクタールの区画整理事業では、約4億3,000万円の事業費を投じ約1万立米の調整池を整備した経過も踏まえますと、一日も早く雨水幹線整備を進める必要があるものと考えております。

次に、9点目の市内道路の渋滞解消対策につきましてお答えをさせていただきます。

市内の交通渋滞の解決策といたしまして、喫緊の課題と認識しておりまして、国道8号バイパスの整備につきましては、名神栗東インターへのアクセスが目的であることから、まずは栗東インターから手がけていただくように働きかけを行っているところでございます。

本市に関係いたします自治会や企業にも現在働きかけをしており、前向きな意向をお聞きいたしておるところでございます。

また、野洲川橋西詰め交差点改良につきましても国、県へ働きかけ、めどを立てていきたいと考えております。

今後も引き続き、国や県など関係機関と連携を強めるとともに、歩道整備や安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 河野司君。

20番（河野 司君） それでは、いろいろ市長から、また教育長、そして担当部長からご答弁をいただきました。再質問というわけでもございません。提案、また確認をさせていただきたいと思います。まず、今、担当部長から説明いただきました市街化区域の排水、また道路の渋滞解消、これは個々多くの案件、たくさんの個別案件でございました。今現在整備計画を都市計画税がいただければやっていくというようなことをおっしゃったと思いますけれども、それはそれとして、やはりやっていかなければならんというのは、これはもう確かな話でございますので、これから整備計画の策定に向けて、水の問題、道路の問題は、本当に意思ですね、やはり県に要望、国に要望でございますけれども、どうぞ我々議員もおりますので、どうぞ私たちを使っただけでも結構です。一緒に団体に要望に行くということで必要かと思えますし、そういう気持ちでひとつ取り組んでいただ

ければと思います。よろしく願いをしたいと思います。

また、教育長のご答弁をいただきました。大変現場では苦労されておられます。私はいろいろ世間で言われますけれども、もっともっと有効に、高齢者の皆さん、地元がたくさんおられるんですよ。そういうことを何とか教育のほうに協力をいただいて、今の少しでもいじめの問題、不登校の問題等々もやはり大先輩の方ばかりでございますので、そういうお知恵を借りてでも解決をしていこうという考え方でひとつ取り組んでいただいて、いろいろ資格の云々もあるというふうに聞きますけれども、教育するという分野やなしに、そういう生活体験的なそういうお話とか、いろんなディスカッションの中で私は子どもたちが健全に成長するのではなかろうかとこのように思いますので、どうぞ時間外になるのかどうかわかりませんが、その辺はまたぜひともお知恵を絞っていただきたいと、このように思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。いじめが減少していると、また不登校がふえているということは何かやはり余り改善をされてないなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

そして、合併の問題はわかりました。また、クリーンセンターの問題でございますけれども、当然今後検討されるわけでございます。今までにない、新しいクリーンセンター、当然市民参加型という中で、いろんなよその広域の組合でもそうですけれども、市民がこう行って、こう何か楽しめるといいますか、いろんな勉強をするといえますか、そういう施設が今どんどん整備をされておりますし、そういう方向でひとつ目指していただきたい。また、大変難しい問題でございます。地域、また野洲市全体の中での考えの中で取り組むわけでございますけれども、どうぞひとつ丁寧な対応をして、丁寧な説明の中で全体合意が得られるようにご努力をいただきたいと期待をするところでございますし、お金の問題もそうです。市長、やはりパイプが太いということで、なお期待をするところでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、職員さんの意識の問題でございますね。やはり会社、当然組織があってトップの腹がわかれば、その下の者についてはいくという中で、当然意識の共有、共通認識ですね。これは、市長がおっしゃったように大変大事なことだと思います。今の野洲市の抱える問題をやはり職員全体が共有をしていただかなければならんと、このように思いますし、なお提案でございますけれども、やはり規律、また動作、いろんなこともこれは市民が見ているわけでございますし、私は新規採用、また現職の方でもいいです。せめて3日か5日間ぐらい、消防署のほうで、同じ消防職と同じように早く起きて訓練をするといえますか、

その研修ですね、消防署の現場の研修。昔は自衛隊で研修ということもございましたけれども、今はそれはなかなか難しい、やはりこの近くにある消防署に対して、私は研修に行って、少しでもそういう何か動作といいますか、肉体的にもまず鍛えていただければとこのように思いますので、ひとつこの辺も考慮をしていただきたいなと思います。

農業問題は、私、専門でございませんで、あれですけども。

財政の問題、本当に市長の答弁を聞きましたら、大変難しい財政を本当に担っていた、今までにないところで市長がやっていただくという、大変私もお苦勞をいただいているので感謝申し上げるわけですけども、やはりそれにひるまずこれから野洲市、まだまだ永久に続きますので、ひとつその辺、自信を持って頑張りたい、このように思うところでございます。ご答弁ございましたら、ひとつお任せいたしますので、よろしく願いをいたします。よろしいですか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） いろいろ激励いただきましてありがとうございます。2点ほど、お答えというよりは補足で説明させていただきます。

1つは排水対策でございますけども、これも当初からずっと申し上げてますけれども、野洲は野洲川と日野川に挟まれてまして大きな川に囲まれてます。これまでの治水対策は、野洲川をどうするか、日野川をどうするか、両方ともそこそこめどが立ってますが、野洲の地域に降った雨は野洲川にも日野川にも、専門用語で言いますと乗らない、流れません。野洲に降った雨は、童子川ですとか、家棟川ですとか、新川を通じてしか琵琶湖に排水されません。これまでその排水対策がおろそかにされてきました。そこを今回きちっと長期的にということですが、やはり期間、そして財源が必要であります。ですから、都市計画税との取引という話とは全く違いますが、まず800ヘクタール弱、かなり広域の安心と安全と、それから発展の地盤づくりになります。財源見通しがいい中で手をつけられません。先ほどのように、国、県への要望と一緒にというか、力強いお言葉で感謝しておりますが、県、国もかなり前向きであります。現に童子川は上ってこようとなっております。むしろ、市民の方への都市計画税へのご理解と一緒に進めていただくことをお願いいたします。

それと、駅前でございますが、先ほどちょっと答弁は漏れてましたが、関係会社、アサヒビール、あるいは滋賀銀行にも、秘密というのではなしに、周辺の関係の団体、機関ということでお話しに行ってます。ただ、これまでの経緯を見ますと、私もびっくりした

ことが先般ございました。今、市有地になっている土地、あれは個人からお買いをしたというふうに思っていたんですが、私はずっと起債の償還の決裁をしておりました。その土地はアサヒビールから買っているというのはこの間初めて聞きました。個人の土地がなぜアサヒビールから買っているのか、すべてそうですころころ動いております。そういうことから含めて、今までこれは物をつくるんじゃないし、土地を動かしていただけないかと。ただ、この財政が厳しい中で、これはまた申し上げますけれども、都市計画税もない中でどう整備するかという、かなり制約条件がございますので、今ある土地を機能的に、かつ安全に使わせていただくという観点からの整備を進めたいと思っておりますので、夢のようになるかどうかについてはちょっとまだ課題があるというふうに思っておりますので、補足としてご説明させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 河野司君。

20番（河野 司君） 今、答弁を市長のほうからいただきました。今の駅前の問題、当然市長は余りご存じないと、部課長の皆さんはよくよくいろいろ今までのことを知っておられます。当然部課長の皆さんはさっきも言ったように、意識を共有していただいて、これから大いに議論をして、前向きな取り組みをしていきたいと思っておりますので、部課長の皆様にも大いに期待をするところでございます。

また、川の問題がございました。大変いろいろ難しい問題、県に要望をいろいろしていかなければならんということでございますけれども、ちょっと聞いておりますと、いろんな手法があるという中で、途中の水路から野洲川へもう一回戻したらどうかという、ポンプアップで戻すというような、そんなことも私も聞いたように思いますけれども、いろんな可能性をまだこれからもまだまだ余地がございますので、そういうことも検討をしていただければと、このように思いますので、ひとつ前向きな取り組みを期待しております。ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） 次に、野洲新風クラブ、10番、市木一郎君。

10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

代表質問に入る前に、今回のチリ巨大地震に被災された方々に対し、哀悼の念を捧げますとともにお見舞いを申し上げます。我が国では、養殖関係に被害が出たものの、50年前のような大きな被害が出なかったことに、安堵をしているところです。

それでは、野洲新風クラブを代表して質問をいたします。山仲市長は、この1年と4カ月、絶えず市民の目線に立った市政運営に取り組んでこられました。野洲市まちづくり基

本条例に基づく常設型としては県内では2番目となる住民投票条例の制定を初め、合併後5年を経過し、市政経営の効率を目指した、分庁舎の統合と市民サービスセンターの設置の方向づけなど、安全・安心と発展につながるまちづくりに職員の皆さんとともに一生懸命取り組んでこられたところです。

そこで、市長のマニフェストである21の政策と65の施策を表した「もっと野洲21計画」に基づきお伺いします。

まず初めに、「もっとのびのび自由に」の部門の政策4の中で、計画進捗度の公表についてとありますが、現在の各分野における計画とその進捗度についてお伺いします。

次に、6番目の政策中、公共施設の有効活用と遊休、重複資産の見直しによる不用財産の売却の項ですが、昨年12月の定例会において、分庁舎の統廃合を初め、幾つかの施設が廃止されることが決まりました。また、公会計制度が施行され、財産台帳を整備されていると思いますが、その中で行政財産から普通財産に変更可能なものがあるのかなど、その利活用と不用財産の売却推進に向けた取り組みについてお伺いします。

次に、同じく6番目の政策中、徹底した行財政改革の断行による基金の醸成についてですが、現在の厳しい財政状況の中で、平成22年度予算は、財政健全化集中改革プランに基づく改革により、約6億4,000万円の歳出削減額を見ましたが、財政調整基金からの繰入を行わざるを得ない状況になっています。さらなる行財政改革が必要と思われませんが、市長のお考えをお伺いします。また、基金はどれくらいが妥当とお考えでしょうか。また、それが実現できるのは何年後とお考えでしょうか。

次に、「もっとワクワク楽しく」の部門についてお伺いします。

現在、農業を取り巻く環境には大変厳しいものがございます。取り組みの中で野洲産の農産物の特産化とありますが、具体的にどのようなものをお考えでしょうか。国では農業の大規模化を図っていますが、小口農家が新しいことに取り組もうとした場合、初期投資が必要と思われませんが、県の農業近代化資金制度はなくなったと聞いております。本市は面積から見て農業のまちと思いますが、農産物の特産品づくりに向けた貸付制度なり補助金制度の創設を提案したいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。また、施政方針で少し農業について触れておられますが、本市の農業についてどのようにお考えでしょうか。

次に、湖岸地域における環境と調和のとれた活性化事業の支援についてですが、第三セクター野洲市湖岸開発株式会社の側面的支援を通じて推進とありますが、具体的にはどういった支援でしょうか。また、本市の水産業についてどのようにお考えでしょうか。

次に、都市計画道路網の見直しについてですが、本市は地理的条件があるとはいえ、近隣の市と比べ大変遅れていると感じます。過去のことはさておき、今後は熱心に取り組んでいくべきと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。既に県に要望されていますが、特に大津湖南幹線は余りにも中途半端ではないでしょうか。さらなる県への要望を強く希望します。

次に、商工業者支援制度の強化見直しについてですが、現行制度から初期投資を促進する運用形態に転換を進め、魅力ある個店、新たな産業づくりを支援するとありますが、具体的な内容はどのようなものでしょうか。

次に、「もっとしっかり安全・安心」の部門についてお伺いします。

高齢者グループホームなど地域密着型施設の拡大についてですが、野洲中学校区に2ユニットの新規整備が図られるよう支援とありますが、具体的に説明をお願いします。また、認知症デイサービスを担える事業所の開拓と支援を図るとありますが、現状についてお伺いします。

次に、増加していく医療費に対し、医療受診の適正化対策は重要と思われませんが、具体的な取組みは行われているのか、お尋ねします。

最後に、国民健康保険制度についてお伺いします。本定例会に国保税率等の改定を内容とする野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が上程されましたが、所得割額税率は、改定後近隣湖南3市とほぼ同率になるとはいえ、現行5.4%から7.35%と1.95%のアップとなります。均等割額などを入れて率にして平均で32.5%程度のアップということですが、厳しい経済情勢の中、当事者には大変な負担増となります。

高齢化に伴う医療費の増大が原因の一つと考えられますが、ますます高齢化する日本。早急に国民健康保険事業の仕組みを変える必要があると思われれます。近隣担当者の中では、広域化の話がでていと聞きますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 野洲新風クラブの市木議員の代表質問のうち、前半の3問につきまして私のほうからお答えをいたします。

まずは、これまでの取り組みにご評価をいただきましてありがとうございます。1点目のマニフェストにおける各分野における計画とその進捗度についてのご質問にお答えをいたします。

マニフェストにおける各政策や項目、主な取り組み内容は、マニフェストロードマップとして工程表を含め既に明らかにしておりますが、進捗度に関しましては、今年度の上半期における各部での実施状況と課題を確認した上で、下半期の取り組みについて現在進めているところであります。

そこで、ご質問の「もっとのびのび自由に」の中の各分野における計画とその進捗度についてですが、これまでに実施計画を持っている計画につきましては、その内容を公表を既にしております。市のホームページにも行政情報として、各計画の内容についても見ていただくことができます。ちなみに、現在、省エネルギービジョンからふるさと計画づくりなど約30の計画を掲載しております。

しかし、これらの計画の大半は、その内容上、進行管理になじまないことから数値等で示せるものは少なく、現在は、計画の改定や、新たに策定の都度、議会に報告するとともに、定例の記者会見や広報でお知らせをしているところであります。

今後はこれらの計画につきましても、改定時に可能な限り数値目標等を設定して進行管理ができるようなものにしていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたように、私のマニフェストロードマップに係る内容の進捗度につきましては、下半期の取り組みについて整理した中で公表してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の有効活用と遊休、重複資産の見直しによる不用財産の売却についてのご質問にお答えをします。

ご指摘のように、市が有しています財産の有効活用と不用財産の売却等の処分による維持管理費の削減と収入の確保は大変重要であると考えております。

まず、普通財産の土地に関しては、約11万平方メートルあり、このうち約10万6,000平方メートルが各種団体に貸し付けられています。このうち有償貸付は約1万1,000平方メートルで、残りは無償となっています。また、行政財産となっているものの、普通財産的な管理がなされている土地が、今ご質問の土地に当たる、あるいは財産に当たると思いますが、この土地に関しましては約3万平方メートルありまして、今後普通財産への移管を進め、有効活用と不用財産の処分を進めていきたいと考えております。

特に後者の財産、普通財産であるのに行政財産として管理している財産の例としましては、中主ふれあいセンターや分庁舎裏手にある付属棟につきましては、行政財産から普通財産に変更し、貸し付けを予定しております。また、分庁舎につきましては現在は行政財

産として管理しておりますが、市民のご意見を交えて今後の利活用について検討し、平成22年度内には方向性を見出し、普通財産として活用してまいりたいと考えております。また、野洲川副堤跡地につきましては、集中改革プランにおいて土地取得費借入金の繰上償還を行い、処分することを検討いたしましたが、繰上償還が高額な財政負担となるため、予定どおりの償還が完了次第、普通財産に変更し処分する予定であります。

なお、普通財産として管理しております土地につきましては、いわゆるこの中の遊休分につきましては、自主財源確保に向け、順次境界確定など必要な準備を行い、売却や貸付けによる利活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のさらなる行財政改革についてのご質問にお答えをいたします。ご指摘のように都市計画税の導入を見送ったことにより、さらなる行財政改革の必要があることは、十分認識しております。

そもそも本年度策定しました財政健全化集中改革プランは、平成21年度の全事業をチェックした上で策定したもので、都市計画税のほかでは、一部先送りしたものもありますが、基本的には福祉を初めとする市民生活への影響をできるだけ少なくすることを前提に削減案を取りまとめたところであります。

これまで、議会や市民懇談会等でいろいろ議論をいただいた中、特に都市計画税導入に関しましては、従来のような法人市民税の税収回復期待論や、固定資産税の税率を見直す中で、もっと広く薄く徴収してはどうかといった意見もありましたが、その方向性は採用せず、新税導入についてのご理解を得ようとしてきました。しかし、現段階では市民全体の十分なお理解を得られるに至っていないと判断し、今回、条例提案を見送ることいたしました。

この件に関しましては、今後、来年度から着手いたします、総合計画改定の中で、市の新しいビジョンとまちづくり計画を市民の皆さんと具体化しつつ、改めて提案していきたいと考えております。

それまでの間は、当面厳しい財政対応が求められることとなりますが、予算執行面における経費の削減を図りながら、可能な限り国や県の補助制度等を活用するとともに、着実に集中改革プランを実施することで、この2年間を乗り切りたいと考えております。

最後に、財政調整基金として必要な額の考え方につきましては、本市の財政力指数、また、年度間により市税に占める法人市民税の割合が景気の動向に大きく左右されることなど、こうした影響を考えますと、法人市民税としては、これまでの財政の規模、あるいは

基盤整備を考えますと、約20億円を前提としておりますことから、その影響額2年分に相当する概ね30億から40億円程度は必要と考えております。

また、確保できる時期につきましては、これもまた税収の動向に大きく左右されますし、今後議論される都市計画税の導入の時期の問題もありますので明言はできませんが、公債費のピークが平成26年度から28年度であることも想定して考えますと、平成29年度以後になるのではないかと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長等からご答弁をさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、市木議員の代表質問のうち、4点目の農産物の特産品化の話と、あと5点目の湖岸地域における環境と調和のとれた活性化事業の支援のうちの後段で水産業についてということでお聞きいただいておりますので、その2点についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、第1点目の農産物の特産化でございますけれども、本市の特産品として現在は中主野菜出荷組合で栽培をしておられる、春菊娘ですとか、みかちゃんメロン、ほかに人参ですとか、びわこきゅうり、うり、木の芽などが挙げられるというふうに考えております。また、米については、昨年、県内の団体としては初めて農業生産工程の管理手法であるJGAPというものがございますけれども、その認証を取得されてます愛郷米でございます。あと、環境に配慮しながら子どもたちですとか非農家との交流も実施しながら生産されている、魚のゆりかご水田米、こういったものが今後特産化を図っていく農産物というふうに考えてございます。

2点目の特産品づくりに向けた貸付制度や補助金制度の創設のご提案でございますけれども、農産物の特産品づくりにつきましては、市場での価格や数量などの問題に打ち勝つような強い農産物、そういうものに取り組んでいく必要があると考えております。そういうことから、積極的に取り組む農家を組織化をさせていただきながら、技術面、資金面に関して県やJAとともに支援を行なう必要があるというふうに考えております。今後支援体制が構築できるように関係者と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

3点目の本市の農業についての認識でございますが、これは施政方針で市長が申し述べましたように、高齢化の進行ですとか、後継者不足などの課題を抱えているとともに、特に米を初めとした穀物生産を中心とする作付が多く行なわれておりまして、国の施策によって大きく左右されるというのが今の実情でございます。

このことから、地域に根ざした農業振興を図る必要があるとともに5万人市民に地域の農産物が消費される地産地消にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、今年度から市の単独事業で実施しております集落営農組織の法人化誘導策の水稲協業化補助金など担い手確保に向けた取り組みも引き続き進めてまいりたいと考えております。また、市内の製粉会社との連携によりまして米粉用の米の生産にも取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、施政方針で述べました本市における農業、農村の振興を開く計画を策定する上で、多様な農業形態の現状を直視する必要があるというふうに考えております。そういった意味で今年に入りましてから、農業委員会との農政懇談会も開きましたし、それからあとこれは先月でございますけれども、農業後継者クラブとの意見交換会も実施をさせていただいたというところでございます。

それからあと、水産業についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。近年、琵琶湖周辺の環境は大きく変化をいたしまして、残念ながら内湖ですとかヨシ帯の減少ですとか、在来魚貝類の減少、あるいは外来魚の異常繁殖ですとか、あるいは水草の異常繁茂もあって、豊かな琵琶湖の姿が失われて漁獲高も減少をしているという現状でございます。また、本市の漁業も農業と同様、高齢化ですとか、あるいは担い手確保が非常に難しいような状況でございます。非常に厳しいと認識をしているところでございます。本市では、あやめ浜の再生対策事業ですとか、あるいは漁民の森づくり、それからヨシの再生や、間伐材を活用した消波柵の設置ですとか、あるいは水草除去など、漁業と林業が共生するような事業を推進をしているところでございます。環境保全が一步進みまして、しじみがかつては皆無でありましたけれども、あやめ浜ではしじみがまた漁獲され、徐々にではあります。出荷をされております。地元の食の魅力を伝えまして、湖魚や佃煮ですとか、ふなずしなど地元の幸が食卓に並ぶため、今後も湖魚の付加価値を高めた特産品づくりですとか、あるいは琵琶湖の環境保全を図りながら漁業、水産振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

政策調整部長（南 喜代志君） 野洲新風クラブを代表されました市木議員からのご質問のうち、5点目の湖岸地域における環境と調和のとれた活性化事業の支援についての1つ目、野洲市湖岸開発株式会社に対する側面支援につきまして、お答えを申し上げます。

まず、野洲市湖岸開発株式会社は、市が湖岸地域の観光振興などの地域振興を目的に出資をいたしました第三セクター方式によります株式会社であり、市の出資比率も50.6%となっております。

市として、会社運営に対する直接的な財政支援は行っておりませんが、会社があやめ・マイアミ浜の優れた自然環境と景観を活用いたしまして、マイアミ浜オートキャンプ場とピワコマイアミランドの2つのゾーンを整備するなど、平成6年から収益事業の営業を開始され、安定した入場料収入のほか、湖岸周辺の清掃や除草等の作業を受託するなど、堅実な業績を達成しているところであります。

また、当初の開発に要した事業の資金借入分の債務返済につきましても、平成24年3月に償還が完了いたしますことから、それまでは会社経営が悪化しないよう、市も経営者としてチェックを行うなど、ある意味、側面支援というより積極的に支援を行っていく必要があると思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから都市計画道路等の見直しにつきましてお答えをさせていただきます。本市の都市計画道路のほとんどは昭和30年代、40年代に都市計画決定されたものでございまして、現在まで長期間にわたって未整備となっている道路がございます。そのような未整備道路につきまして、地形的に整備が困難であるなど、必要性や実現性の観点から今年度見直し作業に着手いたしまして、県決定を含めまして4路線を全線廃止あるいは一部廃止をする予定でございまして。

その上で、将来のまちづくりにおきまして必要な市道路線の整備を促進するために、平成22年度において、道路整備プログラム、整備計画を策定いたしまして、具体的な実施方法や事業スケジュールの検討をしてみたいと考えております。

次に、大津湖南幹線の整備につきましては、県道守山栗東線、これは琵琶湖大橋の取付道路でございますが、これまでの間を重点区間として位置づけがされておまして、現在取り組まれているところでございます。

市内の整備状況につきましては、市道上屋西河原線から県道野洲中主線を経まして、比留田地先の県道近江八幡守山線に至る約750メートルの区間におきまして、暫定2車線で整備をされ、既に供用開始をされておるところでございまして。

滋賀県では、今年度から未着手区間でございまして市道上屋西河原線から西側に向けまし

て、暫定2車線で延伸工事を着手していただく予定となっております。早期に整備いただけますように、継続して滋賀県へ要望してまいりたいと考えておりますが、この路線の課題につきましては野洲川への架橋設置にあるというふうに認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私のほうから、7点目の商工業者支援制度の強化見直しについてのご質問にお答えをしたいと思います。

現在、中小企業者への経済支援策といたしまして、中小企業制度融資に係ります利子補給を継続実施をいたしております。加えて、現下の経済状況の中で、緊急経済対策として、県のセーフティネット資金も対象に加えまして、利子補給対象枠の拡大をしてきたところでございます。

今後は、地産地消、農商工等連携、具体的には、現在、近江米、日本晴でございますが、活用した米粉によりまして、その素材を用いた商品の開発、販路の設定や拡大について、商工会へ働きかけていきたいと思っております。また、新たな産業観光分野を見据えた事業の調査研究の支援などに取り組むことによりまして、市内のさまざまな地域資源を生かしたもののづくりを進めていく必要があります。このことから、これまでの運転資金中心の制度運用から、「しが新事業応援ファンド助成金」などの各種制度補助金や低金利融資を活用いたしました初期投資を促す運用形態への転換によりまして、魅力ある個店、あるいは産業づくり、新たな物産の開拓、観光振興への展開へつなげていこうとするものでございます。これらにつきましては、農業者、工業者そして商業者が、充分連携をしながら進めていただく必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 市木議員の8点目の地域密着型施設についてお答えを申し上げます。

第4期の介護保険事業策定に向けたアンケート調査では、病気などによる健康への不安感を抱かれている方が多く、また一般高齢者の56%が認知症に対する不安感を感じられております。また、今後希望する介護の問いでは、自宅での家族介護のほか、介護サービスも利用したいとの意向も多くあることから、住み慣れた地域でのサービス需要は高まり、地域密着型施設整備が必要であると考えております。

このことから、第四期の計画では地域密着型施設整備を計画したもので、ご質問の認知症対応型グループホームでは、本社を京都市に置く、株式会社ピュアロージュを事業者と決定したもので、野洲市小篠原地先に木造2階建て、定員は18人、2ユニットのグループホームを本年7月1日開設に向け準備いただいているところでございます。また、認知症のデイサービス事業につきましては、昨年10月の公募により応募事業者がございましたが、選定の結果、選定基準に達しないということで、決定するまでには至りませんでした。

引き続き2回目の追加募集を行ったところですが、応募事業者がございませんでした。要因としまして考えられることは、認知症への専門的なスタッフが見つかりにくいこととか、また運営経費についても課題があるものと考えておるところでございますが、22年度において、これまでは野洲、三上エリアというものを拡大して、再度公募をする予定でございます。

次に、9番目の医療受診の適正化対策でございますが、野洲市国民健康保険の医療費は、平成17年度から21年度までの5年間で被保険者の伸びは3.9%です。これに対し、医療費は23%という大幅な伸びが見込まれております。この要因は明らかではございませんが、一般的には高齢化や先進高度医療の進展、また健康への関心の高まりも考えておりますが、一方で重複受診や、必要以上に医療機関を受診する頻回受診、あるいは緊急性がないのに夜間・休日に受診する時間外受診、いわゆるコンビ二受診と言われておりますが、このようなことが医療費を押し上げる一因ともなっていると考えております。このことから、医療費適正化への取り組みは、保険財政を堅持するとともに、地域の医療機関を守るためにも取り組まなければならないと考えています。

こうしたことから医療受診の適正化対策としまして、重複受診やコンビ二受診については医療費を押し上げるとともに、医師の疲弊を招く一因でもあることを周知啓発するとともに、誤った医療請求の発見や受診の適性を図るために医療費通知を行っております。

また、平成20年度からは特定健診・特定保健指導の実施により、生活習慣病の発症を予防し、万一病気がかかっても、早期治療につなげる取り組みを進めているもので、生活習慣の改善に向けた相談、健康教育を行っております。

なお、福祉医療費助成制度についても、病院にかかりやすくなる福祉施策としての面を持つ一方で、医療費を押し上げる側面も持っており、医療費増への制度課題も持ち合わせていることから、医療受診の適正化のためには、市民の方に診療所と病院、また救急医療

の違いを理解いただくなど、医療のかかり方についての理解を得る必要があると考えております。

10点目の国民健康保険制度についてにお答えを申し上げます。

平成22年度に本市の国民健康保険税を大幅に引き上げることにつきましては、急激な医療費の増大によるもので、国民健康保険の継続的な財政運営を図るために必要なご負担をお願いするもので、ご理解、ご協力を改めてお願いをしたいと思いますと考えております。

このような市町村国保の急激な財政悪化につきましては、野洲市だけの問題でなく、全国的に見られる傾向であることから、現在、国におきましては、後期高齢者医療制度を見直す中で、ご指摘のような市町村国保の広域化にも言及をされたわけでございます。このことにつきましても、単純に市町村国保だけを広域化していくのか、地域の各医療保険を統合していくのか、また実現に向けての課題はどのようなかなど議論が始まったばかりで、明確な方向はこれからでございます。

滋賀県におきましては、国の動向を受け、医療保険制度関係検討チームを設置され、国保広域化に対する国や地域からの情報収集、調査研究等を始められたところで、今後県に策定が求められていく国保の広域化支援方針につながっていくものと考えております。

なお、広域化といっても、メリットばかりではなく、医療機関の少ない地域では負担が増加することが予想され、負担と給付の公平性が課題となることが想定されます。国保制度は、国民皆保険制度の基盤を担っておりますが、高齢化の進展、就業構造の変化により、脆弱な財政構造の中、一層の深刻さを増し、被保険者の負担も高まっております。このことから、後期高齢者医療制度改革と合わせて新たな財源確保による抜本的な仕組みが必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 10番、市木一郎君。

10番（市木一郎君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、公共施設の有効活用と不用財産の売却について、22年度予算に不動産売払収入というのは当然計上されておるわけですが、まずめどが立っているのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

次に、農産物の特産化についてですけれども、守山市さんの場合は守山メロンという非常に有名なものがございます。野洲市にも何かそんなのができたらなと質問をさせていただいたわけで、今後の取り組みを期待したいと思います。

先ほど農業、水産業に対するお考えをお聞きをいたしました。本市はIT産業に対し、工業振興助成金として、平成21年度までに約9億円を支払い、今後約6億5,000万円を支払っていく予定ですが、地場産業の保護育成についてはどういうふうにお考えなのでしょうか、よろしくお願ひいたします。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（土肥義博君） 市木議員の再質問にお答えを申し上げます。2点目のいわゆる特産品を育成するために、いわゆる企業誘致でやっていたのと同じような工業振興助成金みたいな、要は特産品を育成するような施策をやるべきではないかというようなご提案をいただいたというふうに承知をしております。今、先ほどもお答えで申し上げたとおり、これから本当に農業の振興をどうするんだと、我々の認識では米だけだったら、本当に国の政策がいろんな戸別所得とかが変わってくると、それでうろろうしてくるばかりだというようなところで、非常に皆さんストレスを感じておられる農家の方がかなり多いだろうということで、ことしからいろいろ関係者にも意見を聞きながら、来年度の特に早い段階でこんな振興計画はどうでしょうかというような骨子をお示しすることを考えさせていただいて、それをまた皆さんにご議論いただく中で、来年度中を目安にきちっとした農業振興計画というものをつくっていきたいというふうに考えております。

ですから、例えばその中で市木議員がおっしゃったような、そういう支援策がその中に盛り込むべきなのかどうなのかというようなところも、皆さんにご議論をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） それでは、市木議員の再質問にお答えをいたします。

22年度におきまして、市有地等の売り払いでそういっためどが立っているのかというご質問でございます。一応、22年度につきましては、財産収入で計上、予算化しておりますところでございますが、すべて予定をしておる中で、一部官民境界の確定とか、そうした部分が一部売却予定の中でできていない部分がございます。そうしたことで、予算にも計上させていただき調査委託料等も計上させていただき中で、そうした売り払いの条件を整えるためにさせたことの調査を進めると同時に、年度内には売却をしていきたいという姿勢でございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（岡野 勉君） 市木議員の再質問で地場産業ということですが、野洲市に地場産業があるのかというと、ちょっとそれはハテナかなと思います。大きな意味で言いますと、農業がやはり地場産業ということに思います。そのことについては、先ほど政策監もちょっと触れていただきましたけれども、やはりその振興ということが大事かということに思います。

それと、21年度でご存じの方もあろうかと思いますが、歴史民俗資料館、あるいは駅前でてんこもり市というのも開催をいたしました。それは、野洲の素材、とれる素材を生かした加工品をつくっていかうやないかということで、今まだまだ歩き始めたところですが、そういうところからも何とか野洲市の特産品が見出せないかということも考えてございますので、そういうところでもよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 10番、市木一郎君。

10番（市木一郎君） 詳細にわたりご説明をいただきありがとうございました。将来の明るい野洲市のため、山仲市長を初め、職員の皆様方の今後のご活躍をご期待申し上げ、野洲新風クラブの代表質問を終わります。

議長（鈴木市朗君） それでは、暫時休憩をいたします。再開は3時5分といたしたいと思ひます。

（午後2時47分 休憩）

（午後3時05分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、野洲ネット、16番、三和郁子君。

16番（三和郁子君） 野洲ネットを代表いたしまして、質問をさせていただきます。その前に、最近新聞報道等で子どもの虐待で死に至らしめる悲しい出来事がございます。親は子どもを抱きしめるぐらいのそういう心を持つ人間の心に帰っていただくことを願ひつつ、代表質問をさせていただきます。

08年9月のリーマンショックに端を発した世界的な金融・経済不安は、世界同時不況の大波として波及しました。10年の世界景気は低水準とはいえ成長ペースにあると予測されています。しかし、今なお下振れや2番底が危惧される状況にあり収束の兆しは見えず、景気回復の見通しは予断を許さない状況です。

日本においてもこの状況に変わりはなく、物価の下落、雇用不安、賃金、ボーナスの減

少とデフレ感も強く、また不安定な為替や投資環境の低迷など好ましい景況感はありません。 ¥ ¥

国もこの景気低迷に符合して、国税の大幅減収による財源不足が継続し、無駄の排除や多額の国債発行など財源手当てに苦慮し、国民の満足が得られる施策や、さらなる経済浮上対策にも十分な手当てができない状況にあると言えます。

財務省によれば国債と借入金、政府短期証券の債務残高が09年12月末時点で約872兆円となります。国民1人当たり約638万円の過去最大の借金となったことを発表しました。さらに、10年度末では同じく債務残高が約973兆円となり、国民1人当たり約763万円に上る見通しも明らかになりました。負担はどこまで続くのでしょうか、不安になります。

山仲市政2回目の22年度当初予算の提案となる3月議会を迎えた本市においても大幅な減収による財源不足、また10年度末の一般会計債務残高見込み約270億円、市民一人当たり54万円となっている状況は同様と言えます。

22年度当初予算は21年度当初予算に比較し、歳入においては法人市民税が約2億4,200万円、29.4%の減収や地方消費税交付金6,800万円、15.11%、利子割交付金1,900万円、52.8%など、交付金全般の縮減により大きな減収となり痛手となっております。さらに、22年度から実施の計画であった都市計画税の導入見送りによる約3億円の歳入が見込めなくなった状況の中、枯渇している財政調整基金から2億7,000万円を繰り入れ、学校耐震改修を勘案した13億410万円の合併特例債、13億1,400万円の臨時財政対策債を含む約29億7,200万円の市債での財源確保と、困難を極めた総額177億6,000万円の当初予算編成であったものと推量いたします。

財政逼迫の危機に至っている市財政の健全化の方向を見出すべく、また近い将来も含め、特に法人市民税収の回復には相応の時間がかかることを勘案すれば、今のままの行政・財政運営では22年度以降の予算編成が不可能と言える背景から、財源を確保すべく、財政健全化集中改革プラン、以下、改革プランと言います、素案が策定され、見直し区分7テーマを設定し、諸事項129項目の精査・見直しを行い9億6,900万円の一般財源確保が目標として設定されました。結果的には都市計画税の導入見送りもあり、素案段階見直し額の65%の達成率、6億3,426万円の一般財源が確保されました。当面の予算編成に対して不充足感は否めませんが、評価に値する捻出額と認識しております。

今議会は、この集中改革プランの実行年度に向けた諸議案の審議、さらに22年度以上

に逼迫するとも推量される２３年度以降の財源確保の意味合いにおいて、どのような施策展開を図るかなど、極めて重要な今議会と位置づけられます。

では、市民の目線にかなった市政、よりよい教育の観点に立って質問に入らせていただきます。まず、施政運営に関して、特にまちの活性化について伺います。１つに施策方針の中に、「現行の総合計画では十分な進展が見られない」と、野洲市総合計画について言及があります。全く同感の認識であります。

近年の当市は、賑わいや活気が少ないことが実感されます。草津、守山には大きなショッピングモールが立て続けにオープンし、市内外からの集客や居住地としての魅力や活気が感じられます。

２２年１月時点での当市の人口増加率を近隣市と比較しますと、平成２年比では当市が１３．７％増、守山市が２４．０％増、近江八幡市が５％増となっております。しかし、最近の５年間に注目して見れば、平成１７年比では当市が２．２％増、守山市が８．０％増、近江八幡市が２．３％増となっています。守山市は当市の約４倍と順調な増加率、当市は近江八幡市２．３％より増加率が低く、明らかにまちの発展の停滞が裏付けされています。

さらに、ことし半ばには竜王にも大きなショッピングモールがオープンします。ますます当市の沈滞傾向が加速され、このままでは「もっとわくわく楽しく」の活気あるまちとはかけ離れてしまうのは必至です。

行政には限られた市の土地を有効かつ有機的に活用し、活気あるまちづくりを行い、市民税、固定資産税の増収を図り、安定的財源確保の責務があります。

そのためには、何といたっても県内外からの移住につながる魅力ある市街化区域の整備による住環境の改善や集客につながる商業的仕かけのビジョンの早急な提示が不可欠と考えます。

この課題については、昨年３月議会の代表質問を初め、多くの機会で議論がされてきたところですが、農地利用の制限やインフラ整備の遅れが課題となり、堂々巡りの議論に終始し、進展が見えておりません。

以上の観点から、人の行き来が目に見える活気あるまちづくりへの具体的対応・ビジョンについて、まず所見を伺います。

二つ目に、市長は市街化調整区域竹生での地区計画による開発を進められているところですが、将来的に見て地区計画についての考えを伺います。

次に、予算に関して伺います。一つに、施政・教育の両方針に篠原、三上小学校の学校施設の耐震工事・大規模改修事業が挙げられております。この事業は、教育環境の安全、避難場所の確保のため、不可欠かつ緊急を要する整備であり20年、30年を見越した事業と認識しております。篠原、三上両学区のまちの開発現状からすれば、両校の学童数は将来的に減少傾向で推移すると考えられます。投資効果の観点から伺います。

まず、20年、30年先までの将来的学童数推移のシミュレーションを示していただき、両校の工事・改修内容、規模が適正であるのか所見を伺います。

二つ目に、市街化区域の少ない両学区の活性化を促すための施策的考えについて所見を伺います。

次に、改革プランに関して伺います。まず、内部費用の見直しにISO14001事業の廃止があります。14001は、01年に環境意識高揚施策に関連して14001を取得し長年継続的に実施されてきたと認識しております。14001の意義の浸透やその思想の定着には十分な期間が経過したと考えられます。22年度から自己宣言方式に移行する当局の考えは適正な判断であると思料いたします。

庁舎内の14001に根差した「施策や日常業務への実践はどの程度生かされたのか、職員の意識はどのように変化したか、また培ったノウハウを今後どのように継承し生かしていくのか」、環境への貢献及び投資効果の検証の観点から、これらについて所見を伺います。

次に、施設の見直しに関して伺います。

施設見直しにより1億536万円の財源捻出が図られています。大きくは分庁舎の本庁舎への業務統合による分庁舎の廃止、中央公民館、中主公民館、文化ホール、歴史民俗博物館など、多くの施設が従来事業の廃止、用途変更や管理・運営形態が変更されます。

この統廃合や用途変更などは、集中改革プランの中核を担う重要なテーマと認識しております。スムーズに効率的な移行を期待するところですが、その実行により、市民の皆さんへのサービスにかかわる手法・手段が大きく様変わりすることになります。改革プラン実行に臨む当局の強い意志を伺うと同時に、市民サービスへの影響及び課題とその対応について所見を伺います。

次に、扶助費等の福祉施策・住民サービス事業の見直しに関して伺います。市内循環バス運行事業については、従来から運行の是非について多くの議論がありました。この見直しでは、運行会社への委託から、市直営のコミュニティバス運行に手法を変え、27%の

費用削減での運行継続の決定がされました。ますます高齢化が進む社会情勢での住民サービス施策として評価したいと考えます。

しかし、費用削減されたとはいえ2,530万円の大きな財政負担を伴うのも事実です。今後どのように投資効果を検証していくのか所見を伺います。

次に、人件費見直しに関してですが、見直しにより2億3,500万円の削減が達成され評価されるところです。このような中、2月1日配布の「広報やす」で、嘱託職員・臨時職員の募集が例年のごとく広報されております。

改革プランの中には臨時職員見直しについての文言は入っていないと認識しますが、人件費抑制の観点から検証させていただきます。

臨時職員に関しては、18年度4月1日実績人数158人対し、19年度は5.7%増加の167人、20年度は募集ベースで15.2%増加の182人、21年度は特別雇用対策30人を除く募集ベースで33.5%増の211人、そして22年度が募集ベースで66.5%増の263人。募集人数は広報で集計しましたので少し誤差があるかもしれませんが。実に4年で1.67倍と大幅な増員となっております。

20年3月議会でこの増加傾向の兆しに警鐘を鳴らす意味で指摘をさせていただきました。20年3月議会の答弁では、行政サービスの多様化、複雑化などの対応のため人数が一部増加しているが、今後、健全化計画に基づき、平成22年度をめどに各種業務の効率化、省力化を進めるとともに、健全化計画と整合性が図れるよう人件費の抑制に努める予定との答弁でした。

この件に関しては、21年3月議会でも同様の指摘をいたしました。22年度募集にはさらに大幅な増員募集となっております。これは、20年の答弁や今次の改革プランの趣旨に整合性があるのでしょうか。財政危機の状況はしっかりと認識にあると思慮しますが、集中改革プランによる改革の実施年度に当たる予算提案の今議会、どのような危機意識を持って取り組んでおられるのか懸念されます。

この観点から、募集人員の決定根拠、また、18年度から22年度各年度の財政負担額を時系列的に伺います。

次に、財産収入等の確保・税収の確保に関して伺います。

都市計画税の導入は財政基盤の安定を図るためには恒久的かつ有効な手段・手法と言えます。しかし、市民のコンセンサスを得るには高いハードルがあるとの判断から導入が見送られました。

市長は施政方針の中で導入について、今後、来年度から着手する総合計画改訂により、市の新しいビジョンとまちづくり計画を具体化する中で、改めて提案する予定と述べておられます。総合計画との整合性について所見をお伺いいたします。

次に、23年度の財源に関してお伺いします。

集中改革プランは、22年度同様23年度も10億円の財源を捻出する目標が構想にあります。言いかえますと、都市計画税の積み残しを合わせた13億円を捻出しないと23年度の予算編成が困難となります。大きな改革テーマの見直しについては、22年度の予算に反映済みと考えられます。どのような要素により13億円の捻出をお考えか概要をお伺いします。

次に、まちづくり寄附条例に関して伺います。

20年9月に寄附条例が制定されました。寄附の内訳・規模、まちづくり事業への活用実績、基金の管理状況など現状と課題を伺うと同時に、財源確保の意味合いからも寄附に対するPR企画に注力することも肝要かと考えますが所見を伺います。

次に、防災・福祉に関して伺います。

阪神淡路大震災からことして15年、最近では1月12日のハイチ地震、2月27日のチリ地震と、改めて震災の恐ろしさ、怖さを再認識させられました。滋賀県には、強い地震が予測される琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、また野洲川、日野川の一級河川を擁しています。

琵琶湖西岸断層帯直下型地震が起きれば、当市の震度は6強から6弱と命の安全が憂慮される大変強い揺れが予測されます。地震や水害のまさかの災害に備えて、当市の防災システムは、湖南広域行政組合における防災拠点整備も決定され、概ね整備されているものと思料しております。しかし、総務省の報告では、災害弱者いわゆる災害時に介助が必要な障がい者の方や高齢者の方など災害弱者を受け入れる避難支援計画の策定や福祉避難所の指定が遅れていると報道されております。県下の市では大津市、湖南市、高島市、東近江市、米原市の5市が対応済みと認識しております。残念ながら当市は未対応となっております。福祉避難所に関する国のガイドラインでは、災害時要援護者の数や実態を把握し小学校区単位を目安に設置し、専門的介助スタッフの確保・医療や介護用品の備蓄、福祉避難所への移送手段の確保などを求めています。

市民の命を守り、福祉の行き届いた施策設定は行政の原点です。対応の遅れは許されません。所見と明確な対応納期を伺います。

次に、教育関係についてお伺いします。近年の日本は就学年齢層の学力、思考力の国際比較において地位の低下傾向が顕著となり、日本の将来が心配されております。このような背景を踏まえ、平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、自主・自立の精神や公共の精神の涵養、伝統や文化の尊重などを重視することが目標として明示されました。

それに伴い、20年3月に学習指導要領が改定され、幼稚園は昨年春から適用。小中学校は昨年から先行実施され本年度は移行措置2年目、小学校は23年度、中学校は24年度からの全面実施に向けその実践が本格化しようとしているものと思料します。これらの背景を踏まえながら学校教育に関連してお伺いいたします。

まず、教育方針について伺います。

一つに、教育方針の中に、今までのようにハード面や外からの情報の提供を待つだけでなく、市内にある貴重な歴史遺産に付加価値をつけて資本化するといった意識改革をしなければなりませんとありますが、抽象的表現であり理解のほかにあります。学校教育にどのような形で取り組み、期待される効果はどのようなことかお伺いいたします。

二つ目に、元気な学校、園の創造の中に平成21年度に3校で実施した「元気な学校づくり事業」を平成22年度においても継続して実施し、学校の元気の回復に努めます」とあります。どのような教育事業なのか、その具体を伺います。

三つ目に、次代を担う子どもたちのための情報教育についても新鮮な教材で意欲的に取り組み、子どもたちが着実に力をつけていくための支援をしますとあります。子どもたちが着実に力をつけていくための支援となる新鮮な教材とは、その教材の具体を伺います。

次に、新教育基本法及び新学習指導要領に関して伺います。

一つは、新教育基本法及び新学習指導要領に対し、当市の教育当局はどのような印象で受けとめておられるのか伺うと同時に、教育現場実践への影響、及び期待する成果をどのように考えておられるのかお伺いします。

二つ目に、新学習指導要領に即した全体計画や年間指導計画の整備は進捗しているのでしょうか。進捗の度合いとその概要を伺います。

三つに、新学習指導要領の実施は、幼稚園が昨年から、小中学校については同じく昨年から先行実施されております。ある程度の成果と課題が見えてきているのではないかと考えます。成果と課題についての所見を伺います。

四つは、全国的に見れば、特徴を持たせた独自の教育方針のもとで教育を行っている学

校が多くあります。今次の新学習指導要領の実施は、本市独自の斬新な教育を実施する絶好の機会とも考えられます。この観点から所見を伺います。

五つ目は、総合的学習には、探究的な学習、共同的な活動の展開、体験を言葉でつなぐの3つのテーマがあります。どのような手法・手段で実践されるのかお伺いします。

次に、教員加配に関して伺います。

まず、22年度国家予算(案)に文部科学省は新学習指導要領の実施に伴い、少人数指導のための加配2,052人の教員増員、小中学校の通級指導などを充実させるための1,418人の定数増員、合わせて4,200人の定員改善を決めております。

小中学校の少人数指導の加配は、21年度は全国で約3万9,000人配置されていますが、今次の増員により23年度は4万1,000人が配置されることとなります。文部科学省は、この制度は教科を限定した加配ではないが、今回の加配で、理科・算数・数学で少人数指導がふえるのではないかとの見解も示しています。

予算成立を見込んで各都道府県・指定都市教委は今、定数改善要求をまとめている段階かと思料しますが、本市は県教委に少人数加配や少人数学級編成についてどのようなお考えか、またどのような要求を伝えておられるのか伺います。あわせて、県の施策が不十分な場合本市として、教員や指導員をどのように配置されるお考えか、また財源手当についてもお伺いします。

次に、国民読書年にちなんで伺います。

ことしは国民読書年です。時代がどのように変化・進化しても、書物を読むことは教養を高め、人の生き方、あり方を導いてくれる、この上ない大切なことと言えます。近年は、知りたい情報やデータの大半は携帯やインターネットで入手できるなど、読むというよりは見るという時代になってきました。書物を開いて活字を読むことにより、興味が醸成され、多くの未知の事柄を知り、物事を理解し生かすという読書本来の意義が低下し、国民総活字離れの風潮となっています。

このような時代背景に翻弄されるように、今の多くの子供たちは一層将来の夢を探せず、持てず、何のために勉強するのかもよく理解できないようになってきているのではと心配になります。学校現場では勉強の意義がわからないからこそ、学力や学習意欲の低下、不登校を初めとするさまざまな問題を抱えるようになったとも感じられます。

これは、新学習指導要領において重視される、言語活動の充実という枠組みの中で、改めて読書活動の推進を位置づける工夫が学校現場に求められているということにほかなり

ません。

この観点から、教育現場はこの課題を今まで以上の斬新な工夫により、読書へのしっかりした動機づけによりクリアしなければならない使命があります。読書は、教養のベース、読書は10年20年後に役立つもの、読書年の意義も踏まえた中でどのようなお考で対応されるのか所見を伺います。

また、市内の小学校に配置されている司書教諭・学校図書指導員の果たす役割は今後さらに高度なものが求められると考えられます。この点についてもあわせてお伺いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 野洲ネットの三和議員の代表質問のうち5項目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の「人の行き来が目に見える活気あるまちづくりへの具体的対応・ビジョンについて」のご質問にお答えします。

活気あるまちづくりへの具体的対応やビジョンにつきましては、現行の総合計画を抜本的に見直す中で、その方向性を明らかにしていきたいと考えています。施政方針でも申し上げましたように、現行計画では、「計画的な新市街地の形成を図ります」とされていますが、十分な進展が見られていない状況ですし、人口も余り伸びておりません。これは、本市が近隣市と比べると、まちの資源と可能性が十分生かしきれていない面もあるのではないかと感じております。

また、近隣市と比べまして違う点は、市街化区域の面積の広さもさることながら、今回見送ることとなりました都市計画税が早くから導入され、都市基盤の整備が進められてきたという違いがあります。その結果として、都市基盤の整備や都市の魅力、あるいは良好な住環境づくりに違いが出てきていると感じております。

そうした意味では、以前から申し上げてきましたが、いまさら道路と言われる中で、野洲市にとっては、まだまだ道路整備は必要だと思っておりますし、また、雨水対策も必要だと考えております。さらに、野洲の玄関口となる野洲駅周辺も人の行き来が見える活気あるまちづくりを目指すためにも駅周辺整備は欠かせない課題だと思っております。さらには、安全対策や景観、町並み等につきましても、積極的で計画的な取り組みが必要であると考えております。こうした魅力あるまちづくりや都市の形成を実現するには、インフラ整備が必要であります。それに見合った財源も必要になってくると考えております。

ご指摘のように、野洲市は人口が伸びておりません。先般の都市計画税の話し合いでも、野洲学区の市民の方が、隣の町は都市計画税をとって負担が重いのに人口がふえている。野洲は都市計画税がなくてその分が負担が少ないのに人口がふえてない、これはどうなっているんやとおっしゃいましたが、まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。こうしたことから、来年度から着手します総合計画の改定により、市の新しいビジョンとまちづくり計画を市民の皆さんとともに具体化する中で検討を進めてまいりたいと考えております。

市街化区域の少ない篠原、三上の両学区の活性化についてのご質問にお答えをいたします。当然のことですが、地域のあり方、発展につきましては、地域住民が主体で考え、進めていただくという前提でお答えをさせていただきます。

まず、篠原学区につきましては、篠原駅前地区以外に一連の市街化区域がありませんので、この地域では現在村田製作所など企業が立地する地域が、まず今新しい形での開発ということになっております。こうした地域の特性を生かしながら、地域住民が往来するまちづくりを進めていくのがポイントであると思っております。特に今申し上げました篠原地域の課題としましては、篠原駅周辺の整備事業があります。これにつきましては、駅舎の南口広場の開設、県道安養寺入町線のバイパスの整備等アクセス道路といった道路整備が予定されておりますので、こういったものを軸にしながら、この地域の可能性を開いていきたいと考えております。

また、三上学区につきましては、長年の課題であります国道8号線バイパスの道路整備がありますが、例えばこれによりまして企業誘致や新たな住宅地形成などが進むものと考えております。このバイパスにつきましては、一時、予算の凍結との報道も流れましたが、国の来年度予算では、一定の予算措置が図られておりますので、今後も一層働きかけと協力を進めて、進展を図ってまいりたいと考えております。

次に、施設見直しによる市民サービスへの影響及び課題についてお答えをいたします。

まず、分庁舎につきましては、廃止をいたしまして、本庁舎、具体的には現コミセンやす棟に統合いたしますが、市民サービスセンターを新たに設置することによりまして、市民の日常的なサービスを機能的に提供できるものと考えております。

また、現在のコミセンやすは、これを現在の中央公民館棟へ移転することとなりますが、中央公民館の利用者とコミセンやすの利用者との調整が必要になりますことから、新年度からの中央公民館棟の利用の受付事務は、コミセンやすで受付をしておりますが、現在大

きな混乱は生じておりません。

今回のプランによる関係施設の見直しにつきましては、市広報紙やインターネット等による市民へのお知らせにより、市民サービスへの影響はないものと考えております。

次に、財産収入等の確保・税収の確保に関してについてのご質問にお答えをいたします。

都市計画税に導入に関しましては、施政方針でも申し上げましたとおり、本市の財政状況が、法人市民税の半減、基金の枯渇、合併以降の施設やサービスの増加による経費増といった状況になったため、これまで一般財源を割いて進めてきた都市計画事業の財源が十分に確保できなくなることが見込まれたほか、安全で活力のある元気な野洲市のまちづくりに打って出るためにも、新たな財源として財政健全化集中改革プランの中で提案させていただいたものでございます。

しかしながら、これまで市民懇談会や自治会からのご意見等を踏まえますと、市民全体の十分なお理解、特に考え方はわかってもなかなか心にすんと落ちない、いわゆる心情レベルのご理解までは十分ではないという判断をいたしまして、提案を見送らせていただきました。

いずれにしましても、これからの野洲市の財政運営として、従来の法人市民税だけに依存した財政構造から脱却し、安全で活力ある元気な野洲市のまちづくりに打って出るためにも、新たな財源を別に創出することは避けて通ることができない検討課題だと考えております。

そうしたことから、先ほど申し上げましたように、新しく見直そうとしております総合計画の中で、具体化する中で検討を進めていきたいと考えております。

次に、平成23年度財源に関して、都市計画税を見送ったことによって13億円どう捻出するかというご質問にお答えをいたします。まず、13億円ということですが、今回のプランは今年度から来年度にかけて、いわゆる経常経費事業レベルで10億円を削減した。ただ、10億円を削減しますと市民サービス等の低下に多大な支障を来すということで7億円を削減させていただきまして、3億円を収入増で図るということでした。先ほどもご評価いただきましたように、プランにつきましては、大まかに6億4,000万でございますが、約7億弱と、何もかも入れまして7億弱が削減できております。ですから、これは体質改善が図れた部分でありますから、2年間だけの措置もありますけれども、そういうことで7億は織り込んだ上で3億が足りないということで13億ということじゃなしに3億をどうするかという課題設定であるというふうに思っております。

こうした事態を踏まえまして、本議会で補正予算の提案させていただいておりますが、減収補てん債を発行し財政調整基金からの取り崩し額で3億円を見合わせることによって、来年度以降、とりあえずは財政運営に必要な資金手当はできたと考えております。また、財政の健全化に向けましては、都市計画税の話し合いの中で、多くの方から広く薄く、あるいは受益に見合った負担なら理解できるというご意見をいただいておりますので、検討課題としましてであります。福祉医療制度における一部負担金の導入、あるいは現在検討中でありましてごみの袋代について一段のご協力もあり得るかという検討も進めなければならないと考えております。

基本的には基金からの繰り入れにより資金手当を行わなければならないと考えておりますが、加えまして国、県の予算措置の動向にもよりますが、地方財政計画に基づく臨時財政対策債の発行、さらには国、県の補助制度の活用や未利用の市有地の売却を一層進めながら財源確保に努めたいと考えております。

この中で、先ほどご質問がありました人件費の抑制等につきまして、具体的には担当部長からお答えをいたします。特に、臨時嘱託職員につきましては、ずっとふえておりました。来年度もふえます。これは私、就任当初から言っておりますが、仕事量と職員数が見合っておりません。現在で、今年度で450人の臨時嘱託の職員さんがいます。正規職員は420人です。これは不思議な組織です。先般も市民の方からお手紙がありました。いわゆる安い労働力に頼っているのではないと。これも当然検証しないといけないと思っています。ただ、実態としましては、これが絶対ないかといいますと否定はできませんけれども、基本的には行政需要がふえております。来年度、幼稚園での臨時的教員の人を採用します。今年度のほぼ倍になります。一例で申し上げますと、2つの幼稚園で3歳児から4歳児に上がってもらう。クラス編成で定員をどうするか、クラスをどうするか。来年度、定員の数を減らした上でも3歳から4歳になってクラスが減らせないという状況が2つの幼稚園で生じております。現在の3クラスが2クラスでいける、減らした定数でも2クラスでいける。あるいは、4クラスが3クラスでいける。でも、実際それが困難だということ。ということは、教員数がふえます。当然、場所も経費もかかります。実際、臨時嘱託さんがふえてますのは、福祉、保育、そして幼稚園等でふえております。福祉の職場も来年度既にご説明しておりますように、組織改変を行います。合併して福祉事務所という看板はかかっておりますが、生活保護、そしてから子ども対策、全く手薄です。近隣市と比べましても定数は少ないです。嘱託も入れても少ないです。だから、根本的にやはりそ

のあたりをかんがえないとだめですが、行政ニーズに必要に迫られて、臨時の方、嘱託さんがふえるという状況ですが、それともう1つは、先ほどのほかの会派の代表質問でお答えしましたように、過去の先送りの仕事に職員が多大なエネルギーを使っております。そのときに解決しておかなかった、そのときに精算しておかなかった課題、これは私から見てもかなりあります。それを減らすことによって、職員も減らせると思っておりますので、もう少しお時間をいたたきながら、できるだけ市民サービスにしわ寄せをしない形での対応の中で、臨時の方、嘱託の方がふえているというご理解をいただきたいと思っております。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。教育委員会に関しましては教育長並びに担当部長、またその他の質問に関しましては担当部長からお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） それでは、野洲ネットを代表されました三和議員の教育関係の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、学校教育に関するご質問についてお答えをいたします。

1点目の歴史遺産の関係でございますが、市内にある貴重な歴史遺産を含め、豊かな自然や、歴史・文化をまとめた副読本「わたしたちの野洲市」を昨年3月に制作したところでございますが、この取り組みの一例といたしましては、例えば三上小学校で三上山という自然、これを素材といたしまして子どもたちで音楽劇を創作をするという、こういった付加価値をつけて学習をしている、こういったことでございまして、このことで、郷土を愛する心とか、あるいは郷土に対する誇りなどが養われる効果が期待されておるところでございます。

さらに、子どもたちが郷土を意識することにより、地域の一員としての自覚が生まれ、生活の場をより豊かにし、生涯にわたって主体的にかかわっていかこうとする態度や意欲が生まれると確信しております。

また、子どもたちに検定問題を公募しながら「まなび野洲検定ジュニア版」を作成し、平成22年度に実際の検定をする実施を計画しております。

次に、2点目の元気な学校づくり事業につきましては、教職員集団が意欲的で、自由に発想し、思い切った教育活動を展開することを目的としております。地域との連携を図り、独創的で教育的な価値の高い活動をしています。

平成21年度は、公募により計画や内容をプレゼンテーションしてもらい、篠原小学校、

祇王小学校、三上小学校を実施校として決定いたしました。篠原小学校では、篠原の自然・伝統・文化を生かした体験学習、篠原もちとか、あるいは篠原焼きでございますが、そういったものを実施し、祇王小学校では、祇王の自然・歴史・まちを素材にした学習を、また、三上小学校では、地域・保護者と学校が協働で創り上げる校内音楽会、天保義民伝、あるいはムカデ退治などを素材にした音楽会を実施しております。

3点目の情報教育に関してでございますが、児童生徒のICT能力向上のために、教科指導に即した良質な教育用コンテンツ等の充実が大切であり、児童生徒の実態をよく踏まえた教員が優れた教育用コンテンツを選び、蓄積し、それらを活用した教育を進めていきたいと思っております。また、インターネット等を活用した調べ学習など、教育用コンテンツの有効な活用などは、児童生徒に確かな学力を向上させるための有効な手段であり、その環境を整備するものでございます。

次に、新学習指導要領に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の新教育基本法と新学習指導要領に関する所見と現場への影響・効果に関してですが、新教育基本法は、従来の理念を引き継いだ上で、新たに公共の精神や、あるいは伝統の継承等が追加され、現代社会にまさしく必要とされるものであるととらまえております。

また、新学習指導要領も生きる力という基本理念を引き継ぎ、知識・理解や技能の定着と、その活用や思考力の向上とをバランスよく取り組むことが求められております。現行の指導要領をさらに改善されたものと、このように考えています。

また、その趣旨が学校現場にも伝わり、学力向上の取り組みを充実させるとともに、体験学習や総合的な学習などを工夫するなど、多面的な取組みで児童生徒の生きる力を育ていけることと期待をしております。

次に、2点目の計画の進捗状況等に関しましては、既に全面実施されている道徳や特別活動などはもちろんでございますが、現在移行中の教科等につきましても、新学習指導要領の趣旨をとり入れた全体計画を各校で作成しています。各校では、現在、平成22年度に向けての教育計画を作成中でございます。

3点目の移行期間における成果と課題についてでございますが、学習指導要領の移行をきっかけに、教職員が改めて教育課程を見直す機会を持つことができました。その中で授業改善や授業に向けての意識改善につなげることができております。また、学力向上に向けた取り組みや、豊かな体験活動の実践など、学校の特色ある教育活動が見られるように

なってきたところでございます。

また、小学校では英語活動が導入されましたが、子どもたちがいきいきと学習する姿が見られるところでございます。

次に、4点目の特色ある教育につきましては、確かに市や学校が特色のある教育を推進することが可能でございます。現在、元気な学校づくり事業の中で、各校が郷土の歴史や自然を生かした特色のある学校づくりを市として推進しておるところでございます。さらに今後も拡充していきたいと考えています。

最後に、5点目の総合的な学習の時間のご質問でございますが、総合的な学習では、地域の特色ある素材を活用して、児童生徒が調べたことを発表したりする活動をしております。どうしても体験活動自体に目がいきますが、元来、総合的な学習は探究的な学習として行われるものであり、子どもたちが課題を解決していく一連の学習の中に、体験活動が位置づけられております。

本市においては、地域と協働して、自主的、主体的な学習を展開しております。これは、新教育課程の重点でもあります言語活動の充実にもつながっており、子どもたちの伝える力、あるいは表現する力をはぐくむ大切な場であると捉えています。

続いて、教員配置についてお答えいたします。

本市におきましては、県の教育委員会に対して、現在配置されている少人数指導加配教員の継続はもちろんです。増員さらには少人数学級編成の要望をしております。

新学習指導要領の目指す教育の実現のためには、子どもへのきめ細かな指導や支援が必要でありまして、教職員の増員は必要不可欠なものであると考えております。県教委へは、これからも要望を続けていきたいと思っております。

また、市の職員については、特別支援教育担当を各校に配置し、一部の学校には、教科教育関係等の配置もしております。また、小学校1年生で人数の多い学級には、複数支援配置も考えております。ただ、教育課題が複雑になる中、子どもへの適切な支援を図るためには、さらなる増員が必要です。財政が厳しい中ですが、可能な限り少しでも職員配置ができるように検討していきたいと考えております。

最後に、読書活動に関するご質問にお答えいたします。

学校では、朝の読書活動や10分間読書活動など、各学校の図書館ボランティアによる読み聞かせなど、司書教諭あるいは学校図書指導員との協働した取り組みの工夫を、今までも進めておりますが、一層そういった工夫改善を進めていきたいと考えております。

また、学校図書館の充実のために、野洲図書館の貸し出しセット、いわゆる出前コンテナとっておりますが、それらを利用することを推進し、読書環境の充実も図ってまいります。

さらに、学校司書教諭については国や県に要望しているところでもございます。

以上、三和議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうからまちの活性化につきましての2点目の地区計画につきましてお答えをさせていただきます。地区計画につきましては、良好な市街地環境の形成または保持を目的といたしまして、街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度でございまして、市街化区域のみならず市街化調整区域におきましても定めることができることになっております。

総合計画や都市計画マスタープランで示されております市街地像の位置付けも踏まえたうえで、計画区域内の関係する方々と協議をいたしまして、原則、地権者の同意を得まして、公告縦覧の手続きによりまして、市民の意見を反映させていきたいと考えております。その後、都市計画審議会の審議などを得ながら、地域特性を生かした土地利用、意匠等について計画していこうと考えております。

特に、市街化調整区域においては、野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準を設けておりますので、その基準に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 私のほうから、三和議員の予算に対するご質問のうち第1点目のご質問にお答えをさせていただきます。まず、1点目の「三上・篠原小学校の改築・耐震化」に関するご質問でございますけれども、20年から30年先の児童数の推移のシミュレーションにつきましては、出生者や転出入者の把握が困難でありまして、一般的な推計を行っても余り現実的ではないというふうに考えております。

このことから、三上・篠原小学校の改築・耐震化につきましては、少人数教室も含めまして、現状の規模を基本に置きながら改築を計画しております。また、今後の国の学級編成の基準の変更や、あるいは市長のほうからもございました今後の開発の可能性も視野に入れながら計画をしているところでございます。例えば、篠原小学校では、将来教室に転

用できる部屋を、改修予定の既存の建物に2から3室程度確保しておりまして、全体的に適正な規模であるというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） 三和議員のご質問の3点目の改革プランについての1点目と、それから4点目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。まず1点目のISO14001事業の廃止についてでございます。ISO14001につきましては、平成12年度に野洲町が認証取得をいたしまして、現在に至っております。この間、継続的な改善によりまして環境負荷の低減を図っているところであります。

ご質問の施策や日常業務への実践はどの程度生かされたのか、また、職員の意識はどのように変化したのかについてでございますが、例えば使用量を合併直後の平成17年度と20年度を比較いたしますと、ガソリンで8%の減となっております。また、紙では4%の減というふうになってございます。各所属におきまして確実に実践をされ、職員の環境意識も高まっているところであると認識をしております。

また、今年度から、全課長補佐級の職員を対象に内部監査員として、ノウハウのより一層の浸透を図っておるところでございます。

引き続きまして、ISO14001の「目標を立て、それに向けた計画をつくり、実行し、見直しをする」というPDCAの考え方により、継続的に事務改善を進め、幅広い視野でのマネジメント能力の向上によりまして、よりよい行政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4点目の人件費の見直しに関してのご質問にお答えをいたします。

臨時職員におきましては、まず、募集人員の決定根拠でございますが、緊急または臨時の職として行政サービスの多様化、複雑化などの対応のため人員がふえております。主だったものを申し上げますと、特に大幅に増員となった要因でございますが、平成20年度は放課後子ども教室への対応で20人の増員でございます。また、平成21年度は幼稚園、小・中学校での特別支援教育等の充実に伴います11人の増員、また保育園の早朝延長補助員といたしまして15人の増、また子ども教室指導員で30人の増員となっております。また、平成22年度におきましては小・中学校特別支援教育マネジメント加配の増員と、幼稚園現場において、支援を要します子どもの増加に伴う加配対応の臨時職員で12名、そして預かり保育の拡大に伴います預かり保育特別支援加配で10人の増員と、それから産休の代がえとして4名の増員が主な要因となっております。

いずれも昨今の住民ニーズ、特に福祉、教育に対する住民ニーズに対応せざるを得ない状況を受けまして臨時職員の増員を行っているところでございます。

次に、平成18年度から平成22年度までの財政負担を時系列に申し上げますと、平成18年度では約1億9,600万円、平成19年度で約2億800万円、平成20年度で約2億1,800万円、平成21年度では緊急雇用を除きますと約2億3,700万円、そして平成22年度の予算ベースでは約2億8,900万円となっております。

なお、本市では定員適正化計画を定めまして、平成17年度の職員数458人を、平成18年度から22年度までに36人の削減計画を立てて取り組んでおりますが、平成22年度の予定職員数は419人となります。39人の削減となりまして目標を達成しているところでございます。

しかしながら、平成21年3月議会で三和議員の一般質問にお答え申し上げましたとおり、正規採用職員を減らすことによりまして、緊急的、臨時的な業務の増加や、新しい住民ニーズや制度への対応が困難となりまして、やむなく臨時職員等の雇用により、こうした事態を回避しておる現状でございます。これらが持続的な業務となったときには職員定数の見直しも含め、対応してまいる考えでございます。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 続きまして、改革プランのご質問のうち、第3点目の中の3項目め、コミュニティバスの投資効果の検証についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバス事業は、地域公共交通として、行政で守っていかなければならない重要な施策として位置づけており、その投資効果は数字で表せない部分も多く、例えば環境への負荷緩和や公共施設等の利便性向上にも寄与するものと考えます。

しかし、運行にかかる経費について平成20年度と平成22年度を比較いたしますと、来年度は、運行ルートは同じで、土曜日の運行についても復活したにもかかわらず、自動車の小型化、有料化及び均一料金化したことや、新たに広告料収入等で差し引きをいたしますと、平成22年度は約1,100万円の経費削減効果が出ています。

この4月から、今までの赤字補てん方式から市直営方式に変えるものですので、今後いろいろなお意見をいただきながら改善を加え、市民の移動手段の一つとして、より親しまれるコミュニティバスにしていきたいと考えます。

続きまして、第3点目の中の7項目め、まちづくり寄附条例に関してのご質問にお答え

します。

野洲市まちづくり基本条例に基づき、野洲市まちづくり寄附条例を制定し、ふるさと納税制度を利用した寄附を募っていることはご承知のとおりであります。

市では、一人でも多くの方に寄附をしていただくため、市のホームページや広報紙、自治会の回覧、滋賀県人会等を通じてPRを行っています。寄附金の使途は、市民活動支援や人権福祉、環境、地域経済、教育の事業を選択していただくことができます。

ちなみに、現時点の寄附金額は、市民活動支援が16件48万9,492円、人権・福祉が6件53万6,900円、環境が19件22万4,780円、その他市長が必要と認める事業が4件13万5,000円で、合計45件138万6,172円であり、市内の方を初め県外の方からもご寄附をいただいております、まちづくり基金として管理しております。

一方、その活用につきましては、寄附をいただいた方の指定に基づきまして、昨年度は環境部門で省エネルギーに取り組んでいただいた個人、団体に対して補助する楽々エコトライ事業に9万9,200円を、今年度は福祉部門でひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病などの緊急時において迅速かつ適切な救急活動を行う、緊急通報システム事業に23万3,625円を充当しております。

今後の課題としましては、いかに寄附金を有効かつ効果的に活用するかであると思えます。このことにより、この条例がさらに生きてくるものでありますし、また、より一層寄附金が集まるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 三和議員の防災・福祉に関する避難支援計画についてお答えを申し上げます。

近年、かつてない地震・津波・台風・豪雨等といった災害が世界規模で発生し、大きな被害をもたらしています。このような災害から高齢者・障がい者・妊婦の方など、特に要援護が必要となる人が安心して、かつ迅速に避難できるための情報の伝達や避難支援体制を整えておくことが求められております。避難所生活では、一般の方に比べ大きなストレスとなることから、介護用品の準備や生活空間の確保を図るとともに、地元自治会、医療機関や介護施設との連携を図り、早急に計画策定をしなければならないと考えております。

このことから、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインによる自助・共助・公助の

役割を踏まえ、市民の生命を守ることを第一に、地域で速やかに、また安全に避難できるよう、要援護対象者の避難支援方法や避難誘導の手段・福祉避難所での支援体制などを定めた避難支援計画を本年9月中には策定してまいりたいと考えております。

以上、三和議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 三和議員。

16番（三和郁子君） それでは、再問させていただきます。

まず、野洲市の活性化、まちづくりについてですが、まちづくりの活性化については、現在数少ない市街化区域の空間地を是が否でも開発に結びつける当局の強い意思が必要と思いますが、ちなみに草津市が100.78ヘクタール、守山市が167.82ヘクタール、栗東市が188.19ヘクタール、野洲市が61.8ヘクタールというふうになっておりますが、先日会派からの要望で、まちづくり総論の中ですね、ここの回答では市街化区域農地が40ヘクタールというふうに回答がございましたが、私たちの調査によりますと、投資は61.8ヘクタールというふうに出ているのですが、なぜこういう差異が生じているのか、その整合性についてお尋ねをしたいと思います。

次に、ISO14001ですが、これはPDCAでちゃんとしていくということですが、これは周期はわかるんですか、PDCAの。それがもしわかれば教えていただきたいんですが。

それと、まちづくり寄附条例に関してですけども、今、活用していることには評価させていただきますが、今、お聞きして、初めて私自身理解したんですね。といいますのも、こういうチラシが出ておりますよね。野洲市まちづくり寄附金のご案内ということで。これはどこに設定されておられるんでしょうか。今、集中改革プランで収入の確保ということで、すごく皆さん奔走されておられますし、その努力はすごく評価させていただくんですが、この寄附金につきましても、やはり目につくところをお願いするというふうな、そういう措置ができていないのではないかというふうに思います。これも数人の議員の方に、きょうこういうふうなチラシがあるんですが、ご存じですかって何人かの方には伺いましたけども、皆さんちょっとご存じないんですね。回覧とかホームページとかおっしゃってますけども、やはり一人でも多くの方に寄附していただく、これは野洲の税収につながるという考え方はどうかとは思いますが、この際、私は野洲市民が約5万600人、今、人口、野洲市はありますけれども、一人の方に1円寄附してもらえませんかといいますと、5万600円ですか、こうなりますし、100円なら100円と言えば、結構皆さ

ん出せるお金ではないかなと。ただ、そういう寄附で野洲財政をうるおしていくということは、山仲市長のお考えとしてはちょっとどうかなと思われるのではないかというふうにも感じますが、ただ、私は野洲の今、収入、これ市民みんなが本当に共同して、野洲市の財政をどうしていけばいいか、この都市計画税が見送られたことは、私自身は、これは賛成しておりました。これが見送られたということは、やはり市民のコンセンサスが得られなかったというところにおかれたと思うんですけれども、職員の皆さんは昼夜本当に、これ、私も議員を10年させていただいておりますが、職員の皆さんが夜昼問わず、市民のコミュニティセンターや自治会に出向いての説明会、そして理解を得るための本当に奔走されている姿は、職員の皆さんの顔を、私もその都度行けるところは傍聴させていただきましたが、大分疲れてきておられるなということは、本当に感じておりました。私たち議員も、やはり今こういうことが大変だということを、都市計画税を反対される方に、なぜ必要かということ、私自身ももっともっと市民に知らせなければいけなかったなという反省は持っております。ぜひ、この都市計画税に当たりまして、4市がまだこれは市民の皆さんから得られていないという理解、これは都市計画の中で理解を示していただくように考えていくという、市長のご答弁でしたけれども、ぜひこれが都市計画税導入に至るような、これは職員の皆さんだけではなく、やはり市民全体で考えていかなければならない問題だなというふうに感じております。

それと、教育方針についてですけれども、元気な学校づくり事業は、小学校3校で21年度は実施されたわけですけども、成果と課題、先ほど教育長のほうからお聞きしました。今年度、広募されて3校が手を挙げられたんですね。中学校、小学校ともに。ほかの小学校、中学校では、今回、この22年度のこの元気な学校づくり事業、参加希望されておられるのかどうか、これをまずお伺いしたいと思います。かなりの成果があったということですので、今、文部科学省が全国学力テストについてことしから抽出校になりまして、テストとなりますね。小学校6年生、中学校3年生を対象として、これは4月20日に実施されますね。当市では、この抽出校はございますか。県下では、この抽出校以外で、78.8%が自主参加するという報道がございまして、当市の自主参加はどのようになっているのか、参加校があるとすれば、どのような考えで自主参加をされるのか、お尋ねをします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 三和議員の再質問にお答えをいたします。

全然寄附は拒んでおりません。素直に市民の方がまちのためと思って金額にかかわらずご寄附をいただけるというのはありがたいと思っております。ただ、懸念しますのは、寄附というのは一時的でして、毎年本当にいただけるかどうか。もちろんそれも有り得ると思います。ただ、今回の都市計画税での反省点として、施政方針で申し上げましたように、ビジョンがない、そしてから行政の信頼がない、やはりそのあたりをきちっとしないといけないと思っています。それと、先ほどの市木議員のご質問でもお答えをしましたように、結構資産があります。11万平米もあって、無償で10万ほど貸している。ですから、本来普通財産になってしかるべきものがまだ行政財産として持っているというよりは、行政財産として買って、使っていない、その借金を返している。税をいただくことと、これは私はある意味で連関しているとともに、ある意味で別で、そこを全部課題解決しなければ、税を新たにご協力いただけないということになってしまうと、それはもうどうしようもないので、別だと思えますけども、少なくともそのあたりをもっともっと明確にしないとだめです。先ほどの河野議員のご質問でお答えをしましたように、駅前の土地の動き、今回私は関心があったので、経過を調べました。不思議です。だから、こんなことをしてはまちの発展もない、市民も信頼しない、今回30回余り地域でお話を、集中改革プラン以来させていただきました。そこで肌身で感じたのは、今申し上げたように、信頼性がない、展望がない、そういうことですので、そういったことをやらない限り、なかなか一時的なご寄附はいただいたとしても、恒常的なご寄附、あるいはそれが税につながるような形にはなっていないのではないかなというふうに思っておりますので、そういう観点から寄附については考えておりますが、温かいお心持ちでいただけるというのなら大歓迎ですので、決して山仲市政には寄附は似合わないということではございませんので、お断りしておきます。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。元気な学校づくりの授業でございますが、平成21年度は6校から公募がございました。小学校6校でございます。この公募につきましては、予算の範囲内で、自分の学校でこの授業をするにはどれだけのお金が要るかということから資料を出していただきまして、そして6校全部集まった公開のプレゼンテーションをしております。そして、実施校を決めますのは、外部の委員さんといいますか、県の総合教育センターの所長さんとか、そういった方に来ていただいて、実施校を決めさせていただいて、そして予算の範囲内で3校ということで

決めさせていただきました。2点目の平成22年度の全国の学力学習状況調査でございますが、野洲市におきましては小学校が2校と中学校1校で実施をする予定をしております。なお、希望校はございません。以上でございます。

22年度の元気な学校づくりの参加校につきましては、これから募集をさせていただきますので。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから再質問にお答えをさせていただきます。市街化区域の農地ですね、これが61.8と40ヘクタール、この差異は何であるかということでございますけれども、私の持っている資料につきましても61.8、これは各図面ごとにプランメーターというところではかりましてはかったやつ、これが積み上げますと61.8でございます。この40ヘクタールといいますのは、実際の課税ベースで、市街化農地の、いわゆるお持ちの中の農地を、純然たる農地を課税ベースで開いたらこの40ヘクタール、この差は恐らく中畑とか、例えば祇王小学校のあそこを図面ですべて拾い上げておりますので、その後、開発をされて、いわゆる道路なり水路なり、当然官地としてカウントされますので、それは農地から外れてまいりますので、恐らくその差がこのような差になっておるのではないかなというふうに我々は考えております。以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（前田健司君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。先ほどのお尋ねはISOの関係でございますが、PDCAの周期ということでお尋ねでございますが、これは考え方といたしましては、毎年4半期ごとに環境管理責任者、これは各部長でございますが、こうしたことの評価、それから当然改善指導、またそうしたことも踏まえる中で、全体会議、環境管理本部会議の中で総括評価をしていく予定でございます。それと、毎年内部監査員によります、全所属の評価を行いまして、外部監査の実施もあわせて行っていく予定でございます。そういったことで、22年度からは引き続いて自己宣言方式でございますけれども、目標を立てながら、PDCAというのを回しながら、1年単位の周期で取り組んでまいりたいというように考えております。以上お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 三和議員。

16番（三和郁子君） やはり寄附金のところにこだわるのですが、PRのところをし

っかりお願いいたしますね。せっかくこんないいものができてますので、とてもわかりやすいんですね。これが市民の皆さんに回覧では回っていないと思うんです。ある場所にぼんと置いているだけじゃないかなというふうに思いますので、また一考願います。

最後にもう時間がありませんので、教育長、どうしても教育なんです。子どもの教育は学校社会、家庭でちゃんとしないといけないという、これはもう道理でございますけれども、親の教育、これはだれがするんだというのが、すごい課題だと思うんです。今、先ほど私、最初のあいさつをしましたけれども、親の虐待で子どもの命が絶たれております。これは、幼児、小学、中学、高校に限らず、親からの虐待が本当に多いところですので、先生の教育長の親の教育、だれがするんだということを教えていただけたらというふうに、私自身が、本当に今そこは悩んでおります。先生の、教育長のお考えを最後にお聞かせいただけたらと思いますので、お願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 三和議員の再々質問にお答えさせていただきます。お答えといたしましても、大変難しい問題でございますが、私は基本的には親教育というのはやっぱり地域社会のその力がどれだけあるか、影響するかという、つまりお隣近所、あるいはもう少しすれば、一つの小字、そういった地域社会の結びつき、その心と心がお互いの地域社会の一人一人が結び合って、理解し合って、わかり合って、そうすればそこに住んでいる子どもたちも豊かな心を持ったり、あるいはそんなことができるんだらうと、そんなふうに基本的には考えております。ただ、具体的にはやはり学校の中では、学校のPTAの保護者との活動、あるいは子どもたちを通しての、親さんへの語りかけ、そして生涯学習と言われますけれども、そういった地域の中でのいろんなサークル活動がありますし、団体の活動があります。そういったところのいろんなところでそういった親の教育への啓発なり考え方なり、そんなものがたくさんスポーツ少年団もございますし、文化サークルもございますし、そういうところの一つ一つが核になって、お互いにネットワークが結ばれていくという、そういう地域社会づくりが専決ではないかなというふうに、私は常々考えているところでございますが、お答えになったかどうかわかりませんが、再々質問のお答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明 11 日は午前 9 時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後 4 時 30 分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年3月10日

野洲市議会議長                      鈴木市朗

署名議員                              田中孝嗣

署名議員                              立入三千男